

福岡県公報

平成十八年三月三十一日
第二千五百十五号
増刊 ①

目次

条 例 (第一号―第三十四号)

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	……………六	◇福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (生活文化課)	……………七〇
◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………六	◇福岡県消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例 (生活文化課)	……………七〇
◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………六	◇福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年課)	……………七六
◇福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例 (人事課)	……………六〇	◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工政策課)	……………七七
◇福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………六一	◇福岡県置表格付条例の一部を改正する条例 (生産流通課)	……………七八
◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………六一	◇福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	……………七八
◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例 (総務事務センター)	……………六二	◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課)	……………七九
◇公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学への職員の引継ぎに関する条例 (学事課)	……………六二	◇福岡県年金住宅条例を廃止する条例 (住宅管理課)	……………八五
◇福岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する関係条例の整備に関する条例 (高度情報政策課)	……………六三	◇福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	……………八五
◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉課)	……………六五	◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………一二二
◇福岡県立柏屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (障害者福祉課)	……………六六	◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………一二三
◇福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例 (障害者福祉課)	……………六九	◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………一六五
◇福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	……………六九		

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全総務課) ……一六五

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部交通企画課) ……一六五

◇福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例 (保健福祉課) ……一六七

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務部人事課)

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十七年十月十二日付けの給与に関する報告及び勧告にかんがみ、本県職員の給料表を改正し、昇給制度を見直すとともに、調整手当を地域手当に改め、その支給地域及び支給割合の設定等を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

(総務部人事課)

1 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の制定に伴い、本県職員についても退職手当制度の見直しを行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

◇福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例 (総務部人事課)

(総務部人事課)

1 県立病院の移譲にかんがみ、職員の退職を促進するため、退職手当の額について特例措置を講ずることとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

(総務部人事課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年六月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

(総務部人事課)

1 県立大学の公立大学法人への移行により、九州歯科大学、福岡女子大学及び福岡県立大学を廃止すること並びに遠賀川下流流域下水道の処理区域を拡大すること及び矢部川流域下水道、遠賀川中流流域下水道を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、第百十三

条第二項の表に矢部川流域下水道の項及び遠賀川中流流域下水道の項を加える改正規定は、平成十八年六月一日から施行することとした。

二 福岡県が設置する大学の授業料等の徴収条例等は、廃止することとした。

三 所要の経過措置等を設けることとした。

◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例 (総務部総務事務センター)

(総務部総務事務センター)

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び障害者自立支援法の制定による地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。ただし、第七条第一号

の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大

学への職員の引継ぎに関する条例 (総務部私学学事振興局学事課)

(総務部私学学事振興局学事課)

1 公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学の設立に当たり、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定に基づき、公立大学法人へ職員を引き継ぐため、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する関係
条例の整備に関する条例

(企画振興部高度情報政策課)

1 条例の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようになるため、関係条例の規定を整備することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(保健福祉部保健福祉課)

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定等に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定中別表一六の項の改正規定は平成十八年六月一日から、別表二三の項の改正規定は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健福祉部保健福祉課)

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定により、動物取扱業が登録制とされたこと等に伴い、動物取扱業の登録等の申請に対する審査に係る手数料について定めるとともに、介護保険法等の一部を改正する法律の制定により、介護サービス情報の公表制度が導入されたこと等に伴い、介護サービス情報の公表等に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定中第四条の改正規定、別表一六七の項の改正規定、別表一六七の項の次に次のように加える改正規定、別表一七〇の項の改正規定及び別表一七〇の項の次に次のように加える改正規定は平成十八年四月一日から、別表一五九の二の項の改正規定、別表一五九の二の項の次に次のように加える改正規定及び別表一八三の項を削る改正規定は平成十八年六月一日から、別表一〇四の項から一〇七の項までの改正規定は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

日から施行することとした。

二 福岡県領収証紙条例の一部を改正することとした。

◇福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 障害者自立支援法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 障害者自立支援法の制定により、市町村の介護給付費等に係る処分不服がある者は、知事に対して審査請求をすることができるとされたことに伴い、当該審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会を設置することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(保健福祉部生活衛生課)

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定により、特定動物の飼養又は保管について、条例で定めるところにより制限することができるとされているものが、法律による許可制とされたこと等から、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年六月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(保健福祉部県立病院課)

1 福岡県立柳川病院及び福岡県立嘉穂病院を移譲することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例及び福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(保健福祉部介護保険課)

1 介護保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うことと

した。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

(生活労働部生活文化課)

1 消費者保護基本法の一部を改正する法律の制定により、消費者保護基本法が消費者基本法に改正されたこと及び近年における消費者を取り巻く社会経済情勢の変化に伴い、消費者の利益の擁護及び増進を図るため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年七月一日から施行することとした。ただし、第三十一条第三項の改正規定中「三十五人」を「二十人」に改める部分は、平成十九年九月十六日から施行することとした。

◇福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(生活労働部生活文化課)

1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(生活労働部青少年課)

1 インターネットによる有害な情報の氾濫等により、青少年を取り巻く環境が著しく変化している状況にかんがみ、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、良好な環境の整備を効果的に図るため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、第十六条の二第一項の改正規定、第三十二条の次に一条を加える改正規定及び第三十八条第四項の改正規定は、平成十八年七月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

1 計量法第二十条第一項の規定により指定を受けた指定定期検査機関が実施する検査の手数料に係る手数料納付の特例を定めるほか、通訳案内業法及び外国人観光旅客の

来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県畳表格付条例の一部を改正する条例

(農政部生産流通課)

1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

(土木部港湾課)

1 三池港に新設した冷凍コンテナ用電源設備の供用開始に伴い、その使用料を定めることとした。

2 この条例は、平成十八年五月一日から施行することとした。

◇福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

(建築都市部都市計画課)

1 県土の景観の形成に関する事項を調査審議させるために福岡県景観審議会を設置するほか、景観法の制度を活用するなど、福岡県の美しいまちづくりの一層の推進を図るため、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、平成十八年七月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内に体育館を整備したこと等に伴い、その利用料金の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年五月一日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による屋外広告物法の一

部改正等に伴い、禁止地域、許可地域等屋外広告物の規制に関する事項及び屋外広告業者の登録について必要な事項を定めるとともに、福岡県美しいまちづくり条例の一部改正により、福岡県景観審議会が設置されることから、福岡県屋外広告物審議会を廃止し、屋外広告物の規制に関する事項については福岡県景観審議会の意見を聴くこととするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年七月一日から施行することとした。

二 福岡県領収証紙条例等の一部を改正することとした。

三 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県年金住宅条例を廃止する条例

(建築都市部住宅管理課)

1 年金住宅事業は所期の目的を達成したこと及び平成十八年三月三十一日までに敷金及び基金の精算に関する事務が終了することに伴い、福岡県年金住宅条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁総務課)

1 教育委員会の職員の採用、休職、復職及び免職に係る身体検査の取扱いについて統一性を確保するため、福岡県教職員身体検査審議会の審議対象となる職員の範囲を拡大し、併せて県立大学の公立大学法人への移行に伴い、所要の規定の整備を図ることとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十七年十月十二日付けの給与に関する報告及び勧告にかんがみ、本県公立学校職員の給料表を改正し、昇給制度を見直すとともに、調整手当を地域手当に改め、その支給地域及び支給割合の設定等を行うほか、栄養教諭の配置及び県立大学の公立大学法人への移行等に伴い、福岡県公立学校職員の給与に関する条例その他の関係条例の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

◇福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立の中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、県立学校及び市町村立学校の職員の定数を改めるほか、県立大学の公立大学法人への移行及び市町村立学校に新たに栄養教諭を配置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。また、薬物対策及び銃器対策に関する事務を刑事部の分掌事務とすること並びに福岡県西警察署を分割することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、別表の改正規定は、同月三日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十七年十月十二日付けの給与に関する報告及び勧告にかんがみ、本県警察職員の給料表を改正し、昇給制度を見直すとともに、調整手当を地域手当に、へき地手当を特地勤務手当等に改め、その支給割合の設定等を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 業務の特殊性の変化等に伴い、本県警察職員の特殊勤務手当の見直しを行うことと

した。

- 2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(警察本部生活安全総務課)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の制定により、性風俗関連特殊営業に係る違法営業の排除のための規定が整備されたことに伴い、新たに受付所営業の禁止区域の基準となる施設等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十八年五月一日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の制定及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、性風俗関連特殊営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付に関する事務が新設されたことに伴い、当該書面の交付に係る手数料について必要な事項を定めるとともに、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、放置車両の確認事務法人登録の更新の申請に対する審査に係る手数料について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例中第十六条第二項の改正規定は公布の日から、第二条の改正規定は平成十八年五月一日から、第十二条の二の改正規定は同年六月一日から施行することとした。

◇福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例

(保健福祉部保健福祉課)

- 1 健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法等が改正され、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準が平成十八年四月一日から適用されることに伴い、福岡県保健環境研究所等の使用料、手数料及び費用弁償の額の算定方法を改正することとした。
- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

条例

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第一号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「調整手当」を「地域手当」に、「農林漁業普及指導手当及びへき地手当」を「及び農林漁業普及指導手当」に改める。

第七条第三項から第九項までを次のように改める。

3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができな

ない。

7 休職のため勤務しなかつた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第三項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に必要事項は、人

事委員会規則で定める。

第十三条の二の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条を次のように改める。

第十三条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都千代田区 百分の十三

二 大阪市 百分の十一

三 名古屋市 百分の十一

四 福岡市 百分の三・五

五 福岡市を除く福岡県内の地域 百分の二・五

第十三条の二の二中「前条第二項に掲げる地域以外の地域に在勤する」を削り、「同条」を「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条」に、「百分の十」を「百分の十一」に、「額を月額とする調整手当」を「月額の地域手当」に改める。

第十八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十一条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十二条第二項第一号、同条第三項及び第二十三条第二項から第五項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十四条の三を削る。

第二十四条の四中「第十三条の五及び第二十四条の三」を「及び第十三条の五」に改め、同条を第二十四条の三とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		

	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100	
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900	
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700	
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300	
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100	
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900	
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700	
再任用 職員以 外の職 員	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300	
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200		
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900		
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600		
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100		
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800		
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500		
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200		
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700		
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400		
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100		
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400				
87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100				
88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800				
89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300				
90	242,800	297,900	347,200	389,300	407,000				
91	243,300	298,300	347,700	389,900	407,700				
92	243,800	298,700	348,200	390,500	408,400				

	93	244,100	298,900	348,500	391,200	408,900					
	94		299,300	349,000	391,800						
	95		299,700	349,500	392,400						
	96		300,100	350,000	393,000						
	97		300,300	350,300	393,700						
	98		300,700	350,800	394,300						
	99		301,100	351,300	394,900						
	100		301,500	351,800	395,500						
	101		301,700	352,100	396,200						
	102		302,100	352,500	396,800						
	103		302,500	352,900	397,400						
	104		302,900	353,300	398,000						
	105		303,100	353,800	398,700						
	106		303,500	354,200							
	107		303,900	354,600							
	108		304,300	355,000							
	109		304,500	355,500							
	110		304,900	355,900							
	111		305,300	356,300							
	112		305,700	356,700							
	113		305,900	357,200							
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再任用 職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第6条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600

再任用 職員以 外の職 員	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600		
74		470,800	525,500		
75		471,500	526,400		
76		472,200	527,300		
77		472,700	528,100		
78		473,300	529,000		
79		473,900	529,900		
80		474,500	530,800		
81		475,100	531,600		
82		475,700	532,500		
83		476,300	533,400		
84		476,900	534,300		
85		477,400	535,100		
86		478,000	536,000		
87		478,600	536,900		
88		479,200	537,800		
89		479,700	538,600		
90		480,300			

	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、本庁、医療機関等（病院、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等をいう。以下同じ。）に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900	446,800
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600	449,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300	452,000
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000	454,600
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600	457,200
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300	459,800
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000	462,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700	465,000
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300	467,700
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800	470,300
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300	472,900
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800	475,500
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100	478,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300	479,600
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500	481,100
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700	482,600
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800	484,200
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900	485,700
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000	487,200
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100	488,700
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000	490,300
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600	491,800
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200	493,300
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800	494,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	496,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	497,900
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	499,400
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	500,900
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	502,500
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	503,700
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	504,900
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	506,100
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	507,400
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	508,400
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	509,400
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	510,400
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	511,400
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	

	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
再任用 職員以 外の職 員	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400	
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100	
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800	
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300	
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	86		293,100	330,600	352,700			
	87		293,400	331,000	353,100			
	88		293,700	331,400	353,500			
	89		294,100	331,900	354,000			
	90		294,400	332,300	354,400			
	91		294,700	332,700	354,800			
	92		295,000	333,100	355,200			

	93		295,400	333,600	355,700				
	94		295,700	334,000	356,100				
	95		296,000	334,400	356,500				
	96		296,300	334,800	356,900				
	97		296,700	335,000	357,400				
	98		297,000	335,400	357,800				
	99		297,300	335,800	358,200				
	100		297,600	336,200	358,600				
	101		298,000	336,400	359,100				
	102		298,300	336,800	359,500				
	103		298,600	337,200	359,900				
	104		298,900	337,600	360,300				
	105		299,200	337,800	360,800				
	106			338,200					
	107			338,600					
	108			339,000					
	109			339,200					
	110			339,600					
	111			340,000					
	112			340,400					
	113			340,600					
再任用 職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100

	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	453,600
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	454,400
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	455,200
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	456,000
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
再任用 職員以 外の職 員	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	

93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000
95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600
96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200
97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700
98	288,100	322,100	357,100	376,200	406,300
99	289,000	322,800	357,600	376,700	406,900
100	289,900	323,500	358,100	377,200	407,500
101	290,700	324,000	358,700	377,800	408,000
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600			
127	302,600	335,000			
128	303,000	335,400			
129	303,200	335,700			
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			
132	304,400	336,900			
133	304,600	337,200			
134	305,000	337,600			
135	305,400	338,000			
136	305,800	338,400			
137	306,000	338,700			
138	306,400	339,100			
139	306,800	339,500			
140	307,200	339,900			

141	307,400	340,200				
142	307,800	340,600				
143	308,200	341,000				
144	308,600	341,400				
145	308,800	341,700				
146	309,200	342,100				
147	309,600	342,500				
148	310,000	342,900				
149	310,200	343,200				
150	310,500	343,600				
151	310,800	344,000				
152	311,100	344,400				
153	311,500	344,700				
154	311,800					
155	312,100					
156	312,400					
157	312,800					
158	313,100					
159	313,400					
160	313,700					
161	314,100					
162	314,400					
163	314,700					
164	315,000					
165	315,400					
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					
169	316,700					
再任用 職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600

	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
再任用 職員以 外の職 員	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
77	267,000	325,400	397,900			
78	268,300	326,400	398,600			
79	269,600	327,400	399,300			
80	270,900	328,400	400,000			
81	272,300	329,500	400,700			
82	273,600	330,300	401,400			
83	274,900	331,100	402,100			
84	276,200	331,900	402,800			
85	277,400	332,800	403,400			
86	278,700	333,400	404,100			
87	280,000	334,000	404,800			
88	281,300	334,600	405,500			
89	282,400	335,000	406,100			
90	283,600	335,600				
91	284,800	336,200				
92	286,000	336,800				

	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用 職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場、水産海洋技術センター、森林林業技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四イ行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

別表第4 (第6条関係) 級別標準職務表

イ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	1 主任主事又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 事務主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する主任主事又は主任技師の職務
4 級	1 本庁の係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する事務主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
6 級	1 本庁の課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
7 級	本庁の困難な業務を処理する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
8 級	本庁の次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
9 級	本庁の事務局長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
10 級	本庁（教育庁を除く。）の部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務

備考 この表において「本庁」とは、知事部局及び教育庁の本庁並びに議会、監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局をいう。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

(福岡県一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付職員に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

第五条第二項中「、「同条」とあるのは「前条」と」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成十八年四月一日(以下この条から附則第七条までにおいて「切替日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第一行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、旧級が改正前の給与条例別表第一行政職給料表の十一級である職員の新級欄に定める職務の級は、第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第四イ行政職給料表級別標準職務表に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び附則第五条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 旧級が改正前の給与条例別表第一行政職給料表の十一級である職員(附則第五条に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 旧級が改正前の給与条例別表第一行政職給料表の三級であり、かつ、旧号給が一号給である職員の新級及び新号給は、旧級を二級とし、かつ、旧号給を四号給として前二条の規定を適用するものとする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

第五条 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準

ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第十条第二項、第十一条及び第二十一条第五項(改正後の給与条例第二十二條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正後の給与条例第十条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、改正後の給与条例第十一条及び第二十一条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号) 第九条第三項及び第十四条第三項

二 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第八十六号) 第三条第一項

三 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項

四 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第四項

(へき地手当に関する経過措置)

第九条 改正後の給与条例第三条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、改正前の給与条例第二十四条の三第一項に規定するへき地公署に在勤する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)を除く。)に、へき地手当を支給する。

2 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における改正後の給与条例第五条第一項の規定の適用については、同項中「及び農林漁業普及指導手当」とあるのは、「農林漁業普及指導手当及びへき地手当」とする。

3 第一項の規定により支給するへき地手当の月額、職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 施行日から平成十九年三月三十一日まで 百分の八

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の六

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の四

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二

4 改正後の給与条例第十三条の二の規定による地域手当の支給を受ける職員には、第一項及び前項の規定にかかわらず、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は、支給しない。

5 へき地公署は、人事委員会規則で指定する。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第十条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年福岡県条例

第三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)の施行の日以後における前二項の規定の適用については、第二項中「なお従前の例による」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第七条第五項の規定にかかわらず、同条第四項の規定による」と、前項中「福岡県職員の給与に関する条例第七条第七項」とあるのは「給与条例第七条第五項」と、「人事委員会規則の」とあるのは「同条第四項及び人事委員会規則の」と読み替えるものとする。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第十一条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「調整基本額」の下に「(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表 調整基本額表（第2条）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,400円
2 級	8,400円
3 級	9,600円
4 級	10,700円
5 級	11,000円
6 級	11,200円
7 級	12,100円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	10,600円
2 級	12,900円
3 級	14,400円
4 級	15,400円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,900円
3 級	9,000円
4 級	9,600円
5 級	10,400円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,700円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,300円
3 級	9,600円
4 級	9,900円
5 級	10,800円
6 級	11,600円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円
2 級	9,200円
3 級	10,800円
4 級	11,600円
5 級	14,400円

ヘ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円
2 級	11,300円
3 級	12,200円
4 級	13,200円

ト 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円
2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,800円

チ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円
2 級	8,600円
3 級	9,300円
4 級	11,000円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,200円

(給料の調整額の経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例(以下「改正後の調整額条例」という。)**第二条**の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が人事委員会規則に定める経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の調整額条例**第二条**の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に人事委員会規則に掲げる割合を乗じて得た額に、当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法**第二十八条**の**五**第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例**第一号**)**第二条**第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条**第一項**に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

(人事委員会規則への委任)

第十三条 附則**第二条**から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第十四条 次に掲げる条例の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

一 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年福岡県条例**第四十五号**) 付則**第二項**及び付則**第四項**

二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福岡県条例**第一号**) **第四条**第一項及び**第八条**和六十三三年福岡県条例**第一号**) **第四条**第一項及び**第八条**(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十五条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年福岡県条例**第四十七号**)の一部を次のように改正する。

第三条中「調整手当」を「地域手当」に、「勤勉手当及びへき地手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第三条の二中、「単身赴任手当及びへき地手当」を「及び単身赴任手当」に改める。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に、「勤勉手当及びへき地手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第七条の見出しを「(昇格等の基準)」に改め、同条中「昇給」を「昇格、昇給」に、「**第七条**第七項」を「**第七条**第五項」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の単労職員給与条例」という。)**第三条**の規定にかかわらず、施行日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条**第一条**に規定する職員であって、改正前の給与と条例**第二十四条**の**三**第一項に規定するへき地公署に在勤するもの(再任用職員を除く。)に、へき地手当を支給する。

2 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における改正後の単労職員給与と条例**第四条**第一項の規定の適用については、「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及びへき地手当」とする。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十七条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年福岡県条例**第五十二号**)の一部を次のように改正する。

第二条及び**第三条**第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
第七条中「**第七条**第七項」を「**第七条**第五項」に改める。

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十八条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例**第四号**)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、「(以下この項において「復帰の日」という。)**又は**復帰の日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日(福岡県職員の給与に関する条例**第七条**第三項、福岡県警察職員の給与に関する条例**第七条**第二項及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例**第八条**第三項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)**又は**そのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以

後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第二項を削る。

(公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十九条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

第八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十六条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

(福岡県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第二十条 福岡県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「七級」を「五級」に改め、「八級」を「六級」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 次の表の第一欄に掲げる職員に関する同表の第二欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)附則第七条の規定による給料を支給される職員	第一条	の給料月額	の給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)以下「平成十八年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額
		県職員給与条例第六条から第七条の二まで	県職員給与条例第六条から第七条の二まで及び平成十八年改正条例附則第七条
		(第五条)	(第五条及び平成十八年改正条例附則第七条)
		まで及び	まで並びに
		第四条	第四条及び平成十八年改正条例附則第七条

福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年)	第一条	の給料月額	の給料月額と福岡県警察職員の給与に関する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)以下「平成十八年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額
		基礎となる給料月額	基礎となる給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額
		まで及び	まで並びに
		警察職員給与条例第六条から第七条の二まで	警察職員給与条例第六条から第七条の二まで及び平成十八年改正条例附則第七条
		まで及び	まで並びに
		基礎となる給料月額	基礎となる給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額
		給料月額	給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額
		の給料月額	の給料月額と福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)以下「平成十八年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額
		基礎となる給料月額	基礎となる給料月額と知事が別に定める給料の額との合計額
		基礎となる給料月額	基礎となる給料月額と知事が別に定める給料の額との合計額

福岡県条例第二十七号) 附則第七條の規定による給料を支給される職員	第一条	基礎となる給料月額	基礎となる給料月額と平成十八年改正条例附則第七條の規定による給料の額との合計額	まで及び 並びに
	第一条	給料月額	給料月額と平成十八年改正条例附則第七條の規定による給料の額との合計額	まで及び平成十八年改正条例附則第七條並びに
福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七條の規定による給料に相当するものとして企業職員給与条例第三条の規定に基づき管理者が別に定めるものを支給される企業職員	第一条	の給料月額	の給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)附則第七條の規定による給料に相当するものとして企業職員給与条例第三条の規定に基づき管理者が別に定めるもの(以下「管理者が別に定める給料」という。)の額との合計額	まで及び平成十八年改正条例附則第七條並びに

5 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、前項の表の第一欄に掲げる職員が福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)附則第四十三項ただし書又は福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例(平成十八年福岡県条例第三号)の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2条関係）

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		

附則別表第2 旧級が行政職給料表の11級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3条関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	4	1	1	1	1	1
	12月以上				1	5	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	23	1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	23	2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	23	3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	24	4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
4	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
5	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
6	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
7	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
8	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
9	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
10	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
11	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

12	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
13	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
14	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
15	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
16	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
17	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41
18	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
19	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
20	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	54	
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59	55	
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	56	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	
21	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
22	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
23	3月未満			85	65	89	77	73	69		
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	70		
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	71		
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	72		
	12月以上			89	67	93	81	77	73		

24	3月未満			89	67	93	81	77			
	3月以上6月未満			90	67	94	82	78			
	6月以上9月未満			91	68	95	83	79			
	9月以上12月未満			92	68	96	84	80			
	12月以上			93	69	97	85	81			
25	3月未満			93	69	97	85	81			
	3月以上6月未満			94	70	98	86	82			
	6月以上9月未満			95	71	99	87	83			
	9月以上12月未満			96	72	100	88	84			
	12月以上			97	73	101	89	85			
26	3月未満			97	73	101	89	85			
	3月以上6月未満			98	73	102	90	86			
	6月以上9月未満			99	74	103	91	87			
	9月以上12月未満			100	74	104	92	88			
	12月以上			101	75	105	93	89			
27	3月未満			101	75	105	93	89			
	3月以上6月未満			102	75	106	94	90			
	6月以上9月未満			103	76	107	95	91			
	9月以上12月未満			104	76	108	96	92			
	12月以上			105	77	109	97	93			
28	3月未満			105	77	109	97				
	3月以上6月未満			106	78	110	98				
	6月以上9月未満			107	79	111	99				
	9月以上12月未満			108	80	112	100				
	12月以上			109	81	113	101				
29	3月未満			109	81		101				
	3月以上6月未満			110	82		102				
	6月以上9月未満			111	83		103				
	9月以上12月未満			112	84		104				
	12月以上			113	85		105				
30	3月未満			113			105				
	3月以上6月未満			114			105				
	6月以上9月未満			115			105				
	9月以上12月未満			116			105				
	12月以上			117			105				
31	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
32	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
33	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
4	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
5	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
6	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
7	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
8	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
9	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
10	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
11	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17

12	3月未満	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
13	3月未満	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
14	3月未満	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
15	3月未満	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
16	3月未満	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
17	3月未満	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
18	3月未満	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
19	3月未満	65	61	53	45
	3月以上6月未満	65	62	54	46
	6月以上9月未満	65	63	55	47
	9月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
20	3月未満		65	57	49
	3月以上6月未満		66	58	50
	6月以上9月未満		67	59	51
	9月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
21	3月未満		69	61	53
	3月以上6月未満		70	62	54
	6月以上9月未満		71	63	55
	9月以上12月未満		72	64	56
	12月以上		73	65	57
22	3月未満		73	65	
	3月以上6月未満		74	66	
	6月以上9月未満		75	67	
	9月以上12月未満		76	68	
	12月以上		77	69	
23	3月未満		77	69	
	3月以上6月未満		78	70	
	6月以上9月未満		79	71	
	9月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	

24	3月未満		81	73	
	3月以上6月未満		82	74	
	6月以上9月未満		83	75	
	9月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	
25	3月未満		85	77	
	3月以上6月未満		86	78	
	6月以上9月未満		87	79	
	9月以上12月未満		88	80	
	12月以上		89	81	

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	経過期間								
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
8	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
9	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
10	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
11	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17

12	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
13	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
14	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
15	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
16	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
17	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
18	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
19	3月未満	65	65	65	61	57	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50	
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51	
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53	
20	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
21	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
22	3月未満	77	77	77	73		65		
	3月以上6月未満	78	78	78	74		66		
	6月以上9月未満	79	79	79	75		67		
	9月以上12月未満	80	80	80	76		68		
	12月以上	81	81	81	77		69		
23	3月未満	81	81	81	77				
	3月以上6月未満	82	82	82	78				
	6月以上9月未満	83	83	83	79				
	9月以上12月未満	84	84	84	80				
	12月以上	85	85	85	81				

24	3月未満	85	85	85	81				
	3月以上6月未満	85	86	86	82				
	6月以上9月未満	85	87	87	83				
	9月以上12月未満	85	88	88	84				
	12月以上	85	89	89	85				
25	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
26	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
27	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
28	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
29	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
30	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
31	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
4	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
5	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
6	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
7	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
8	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
9	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
10	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
11	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25

12	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
13	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
14	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
15	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
16	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
17	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
18	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
19	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
20	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
21	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
22	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
23	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	70
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	71
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	72
	12月以上	85	85	85	81	77	73

24	3月未満	85	85	85	81	77	73
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	74
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	75
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	76
	12月以上	89	89	89	85	81	77
25	3月未満	89	89	89	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
26	3月未満	93	93	93	89	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	88	
	12月以上	97	97	97	93	89	
27	3月未満	97	97	97	93	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	92	
	12月以上	101	101	101	97	93	
28	3月未満	101	101	101	97	93	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	94	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	95	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	96	
	12月以上	105	105	105	101	97	
29	3月未満	105	105	105	101	97	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	98	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	99	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	100	
	12月以上	109	109	109	105	101	
30	3月未満	109	109	109		101	
	3月以上6月未満	110	110	110		101	
	6月以上9月未満	111	111	111		101	
	9月以上12月未満	112	112	112		101	
	12月以上	113	113	113		101	
31	3月未満	113	113	113			
	3月以上6月未満	114	114	114			
	6月以上9月未満	115	115	115			
	9月以上12月未満	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
32	3月未満	117	117	117			
	3月以上6月未満	118	118	118			
	6月以上9月未満	119	119	119			
	9月以上12月未満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
33	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				
	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
34	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
35	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				
	6月以上9月未満	131	131				
	9月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				

36	3月未満	133	133				
	3月以上6月未満	134	134				
	6月以上9月未満	135	135				
	9月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
37	3月未満	137	137				
	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
38	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
39	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
40	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
41	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
42	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
4	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
5	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
6	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
7	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
8	3月未満	21	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
9	3月未満	25	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
10	3月未満	29	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
11	3月未満	33	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17

12	3月未満	37	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
13	3月未満	41	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
14	3月未満	45	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
15	3月未満	49	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
16	3月未満	53	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
17	3月未満	57	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
18	3月未満	61	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
19	3月未満	65	65	61	53	45
	3月以上6月未満	66	66	62	54	46
	6月以上9月未満	67	67	63	55	47
	9月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
20	3月未満	69	69	65	57	49
	3月以上6月未満	70	70	66	58	50
	6月以上9月未満	71	71	67	59	51
	9月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
21	3月未満	73	73	69	61	53
	3月以上6月未満	74	74	70	62	54
	6月以上9月未満	75	75	71	63	55
	9月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
22	3月未満	77	77	73	65	57
	3月以上6月未満	78	78	74	66	58
	6月以上9月未満	79	79	75	67	59
	9月以上12月未満	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
23	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65

24	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	73	66
	6月以上9月未満	87	87	83	73	67
	9月以上12月未満	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
25	3月未満	89	89	85		
	3月以上6月未満	90	90	86		
	6月以上9月未満	91	91	87		
	9月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
26	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	89		
	6月以上9月未満	95	95	89		
	9月以上12月未満	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
27	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
28	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
29	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
30	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
31	3月未満	113				
	3月以上6月未満	114				
	6月以上9月未満	115				
	9月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
32	3月未満	117				
	3月以上6月未満	118				
	6月以上9月未満	119				
	9月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
33	3月未満	121				
	3月以上6月未満	121				
	6月以上9月未満	121				
	9月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

附則別表第3 旧級が行政職給料表の11級である職員の号給の切替表（附則第3条関係）

旧号給	新 級	
	経過期間	9 級
1	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
2	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
3	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
4	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
5	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
6	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
7	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
8	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
9	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12月以上	9
10	3月未満	9
	3月以上6月未満	10
	6月以上9月未満	11
	9月以上12月未満	12
	12月以上	13
11	3月未満	13
	3月以上6月未満	14
	6月以上9月未満	15
	9月以上12月未満	16
	12月以上	17

12	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
13	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
14	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
15	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
16	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三条から第五条までに規定する」を「第二条の三及び第七条の五の規定による」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二条の三及び第七条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）のうち、第七条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの

二 その者の非違により退職した者（前項第一号又は第二号に掲げる者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの

第二条の二第二項中「次条から第五条までの規定による」を「一般の」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（一般の退職手当）

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第七条から第七条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第七条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを「（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者（次条第一項又は第二条の規定に該当する者を除く。）、二十年」を「十一年」に改め、「」又は「」の下に「二十五年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第五条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条第一項中「勸奨を受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第五条の二の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条中「前条第一項の規定に該当する者」を「第五条第一項に規定する者」に改め、「終えて退職した者」の下に「及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を加え、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計

額」とする」を「同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第二項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第五条の二第一項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず

、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第二条第四項、第十条の三第四項又は第十三条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第十条の二第一項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日)に職員、第十条の二第一項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第十条の二第一項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとした職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第十条の二第一項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

四 第十条の二第二項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職

期間

五 第十条の二第一項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

六 第十条の二第一項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

七 第十条の二第一項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

八 第十条の二第一項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

九 第十条の二第一項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 十 第十条の二第二項に規定する退職とみなした場合における第五号、第十五号、第十七号及び第十九号に規定する在職期間

十一 第十条の二第三項に規定する退職とみなした場合における第四号、第八号、第十四号、第十六号及び第十八号に規定する在職期間
 十二 第十条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十三 第十条の三第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十四 第十条の三第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十五 第十条の三第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

十六 第十条の三第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十七 第十条の三第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

十八 第十条の三第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十九 第十条の三第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

二十 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間
 第七条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条中「第五条の二」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第七条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第七条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条

	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日に おいて定められているその者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢との差に相当する年数一 年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五 条の
第七條の二	第五條の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五 條の二第一項の
	同項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項 第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第七條の二第一 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退 職の日において定められているその者に係る定年 と退職の日におけるその者の年齢との差に相当す る年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計 額
第七條の二第二 号	特定減額前給料月額 及び退職日給料月額 第二号ロ	特定減額前給料月額及び退職日給料月額に退職 の日において定められているその者に係る定年と 退職の日におけるその者の年齢との差に相当する 年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計 額
	第五條の二第一項第 二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五 條の二第一項第二号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職 の日において定められているその者に係る定年と 退職の日におけるその者の年齢との差に相当する 年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第五条の三の規定により読み替えて適用する 同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第七條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五條の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七條及び第二十八條の規定による休職（人事委員会規則で定めるものを除く。）、同法第二十九條の

規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六條第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万四千五百五十円
- 二 第二号区分 五万円
- 三 第三号区分 四万五千八百五十円
- 四 第四号区分 四万七千七百円
- 五 第五号区分 三万三千三百五十円
- 六 第六号区分 二万五千円
- 七 第七号区分 二万八百五十円
- 八 第八号区分 一万六千七百円
- 九 第九号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五條の二第二項第二号から第二十号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）
- 第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第七条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の基本給月額とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれに準ずる額をいう。

第八条中「第三条から第五条まで及び前条に規定する退職手当(以下「一般の退職手当」という。)」を「一般の退職手当」に改める。

第十条第四項中「地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(人事委員会規則で定めるものを除く。)、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)」を「休職月等」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「第四条」を「第四条第一項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第六項中「第五条第三項又は第九条の規定による」を「第七条の五又は第九条の規定により」に改め、同条第七項中「規定による」を「規定により」に、「前六項」を「前各項」に改める。

第十二条第三項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及

び第十二条の三第一項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第十二条の二第一項及び第五項並びに第十二条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第二十五項及び附則第二十六項第一号中「第三条から第五条の二まで、第七条」を「第二条の三から第五条の三まで、第七条から第七条の五まで」に改める。

附則第三十七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第三十八項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第三十九項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

43 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第七条の五第二項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

(一般地方独立行政法人に係る特例)

44 一般地方独立行政法人のうち福岡県が設立した一般地方独立行政法人である場合の第十条の二及び第十条の三の規定の適用については、第十条の二第一項第二号中「(役員及び常時勤務に服することを要しない者」とあるのは、「(常時勤務に服することを要しない者」と読み替えるものとする。

45 移行型一般地方独立行政法人(福岡県が設立したものに限る。)の成立の日の前日に職員又は職員以外の地方公務員等として在職する職員が、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日以後も引き続き職員として又は第十条の二第一項に規定する事由によつて引き続き職員となつて在職した後、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該移行型一般地方独立行政法人の退職手当の支給の基準(同法第五十七条第二項に規定する

基準をいう。)により、当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事の承認を得たものに限り、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第七条及び附則第三十七項から第三十九項まで、附則第七条の規定による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福岡県条例第三十八号。以下この条及び次条において「条例第三十八号」という。)附則第五項、第七項、第八項、第二十五項、第二十六項、第三十項及び第三十二項並びに附則第八条の規定による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年福岡県条例第四号。以下この条及び次条において「条例第四号」という。)、附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで並びに附則第三十七項から第三十九項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第三十八号附則第五項、第七項、第八項、第二十五項、第二十六項、第三十項及び第三十二項並びに附則第八条の規定による改正後の条例第四号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第十条の二第一項から第三項まで及び第十条の三第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第二十号までの規定に規定す

る期間が新条例第十条第一項に規定する職員としての引き続きいたる職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいたる職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものと」とあるのは「職員として退職したものと」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

第三条 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第七条及び附則第三十七項から第三十九項まで、附則第七条の規定による改正前の条例第三十八号附則第五項、第七項、第八項、第二十五項、第二十六項、第三十項及び第三十二項並びに附則第八条の規定による改正前の条例第四号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が十万円を超える場合には、十万円)
- イ 新条例第七条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が百万円を超える場合には、百万円)

イ 新条例第七条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその

勤続期間が二十四年以下のもの、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）

イ 新条例第七条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第二項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額」として人事委員会規則で定める額とする。

第四条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二号）附則第二条第一項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第五条 新条例第七条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間（間）	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間（間）
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

第六条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第七項中「第四条（）」を「第三条第一項（）」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条及び」を「第三条第一項及び第五条の二並びに」に改める。

附則第八項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条及び第五条の二並びに」を「第五条から第五条の三まで及び」に改める。

附則第二十五項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第七条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第七条」を「第二条の三から第五条の二まで及び第七条から第七条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第七条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで」に改める。

附則第二十六項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第七条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第七条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで」に改める。

附則第三十項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第七条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第七条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第七条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで」に改める。

附則第三十二項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第七条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第七条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで」に改める。

第八条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第七条の四第一項及び第十条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第七条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十条第四項」を「第七条の四第一項及び第十条第四項」に、「同項」を「同条例第七条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第十条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十一条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十条第四項」を「第七条の四第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第七条の四第一項及び第十条第四項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第七条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第十七条中「第十条第四項」を「第七条の四第一項」に改める。

福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三号

福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例

(特別の勸奨を受けて退職した場合の退職手当)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)別表第二医療職給料表の適用を受ける職員及び単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)第二条に規定する職員のうち、平成十九年三月三十一日までにその者の非違によることなく特別の勸奨を受けて退職した者であって知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)以下「退職手当条例」という。)第二条の三から第五条の三まで及び第七条から第七条の五まで並びに附則第四十三項の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料の月額及び当該給料の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を合計した割合(三十五年を超える期間勤続して退職した者については、その者の勤続期間を三十五年として得られる割合とする。以下「支給割合」という。)を乗じて得た額(二十年以上の期間勤続して退職する職員にあっては、当該額に退職手当条例附則第三十七項の割合を乗じて得た額)とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十二
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十四
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十二

(勤続二十年未満の者に対する退職手当に係る特例)

第二条 前条に規定する者のうち、勤続期間が二十年未満で退職した者に対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条による支給割合に百分の二百を加算したものをその者の支給割合として、同条の規定の例により計算して得られる額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例の廃止)

2 福岡県職員の退職手当の額の特例に関する条例（平成十六年福岡県条例第三十一号）は、廃止する。

（職員以外の地方公務員等となった者の取扱い）

3 この条例の適用を受けて退職した職員が引き続き退職手当条例第十条の二第二項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）となった場合であって、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定等において、県の退職手当を受けた者の職員以外の地方公務員等としての勤続期間には県の退職手当の基礎となった勤続期間を含めないこととされているときは、退職手当条例第十三条の規定は適用しない。

福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四号

福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例（昭和二十七年福岡県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 大学（第百十五条―第百十九条）」を「第十節 削除」に改める。第百十三条第二項の表遠賀川下流域下水道の項中「遠賀郡遠賀町」を「遠賀郡水巻町、遠賀町」に改め、同表に次のように加える。

矢部川流域下水道	筑後市	八女市	筑後市	山門郡瀬高町
遠賀川中流域下水道	直方市	直方市	宮若市	

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第百十五条から第百十九条まで 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第百十三条第二項の表に矢部川流域下水道の項及び遠賀川中流域下水道の項を加える改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

（福岡県が設置する大学の授業料等の徴収条例等の廃止）

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福岡県が設置する大学の授業料等の徴収条例（昭和二十八年福岡県条例第七十五号）

二 福岡県九州歯科大学附属病院事業特別会計設置条例（昭和三十九年福岡県条例第四十二号）

（福岡県が設置する大学の授業料等の徴収条例の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条第一号の規定による廃止前の福岡県が設置する大学の授業料等の徴収条例に基づく授業料等であって、平成十八年三月三十一日以前に納付義務を生じたものについては、なお従前の例による。

（福岡県九州歯科大学附属病院事業特別会計設置条例の廃止に伴う経過措置）

第四条 平成十七年度福岡県九州歯科大学附属病院事業特別会計予算に係る歳入歳出については、平成十八年五月三十一日までは、なお従前の例による。

(福岡県職員倫理条例の一部改正)

第五条 福岡県職員倫理条例(平成十三年福岡県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

(福岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和四十三年福岡県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(実施機関)

第二条 この条例で定める補償を実施する機関(以下「実施機関」という。)は、県教育委員会とする。

(福岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 平成十八年四月一日前に発生した事故に起因する公務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。

2 平成十八年三月三十一日以前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補償に係る平成十八年四月一日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例(昭和四十三年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第九条の二第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第六項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第九条の二に次の一号を加える。

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第七条第一号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)の施行の日から施行する。

公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七号

公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人

福岡県立大学への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第五十九条第二項の規定に基づき、法第七条の規定により設立する公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(公立大学法人九州歯科大学への職員の引継ぎ)

第二条 公立大学法人九州歯科大学に係る法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(平成十八年福岡県条例第五号)による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「改正前の公の施設条例」という。)

第百十五條第二項の表に規定する九州歯科大学とする。

(公立大学法人福岡女子大学への職員の引継ぎ)

第三條 公立大学法人福岡女子大学に係る法第五十九條第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、改正前の公の施設条例第百十五條第二項の表に規定する福岡女子大学とする。

(公立大学法人福岡県立大学への職員の引継ぎ)

第四條 公立大学法人福岡県立大学に係る法第五十九條第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、改正前の公の施設条例第百十五條第二項の表に規定する福岡県立大学とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第八号

福岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に

関する関係条例の整備に関する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一條 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の七の四第二項中「第七百四十八條第一項若しくは第二項」を「第七百四十八條各項」に改める。

第百九條に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、県税関係書類保存義務者は、県税関係書類(施行規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該県税関係書類に記載され

ている事項を施行規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、知事の承認を受けたときは、施行規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた県税関係書類の保存に代えることができる。

第百十條第三項中「前條第一項の承認を受けている県税関係書類保存義務者」を「前條第一項の承認を受けている同項の表の上欄に掲げる者」に、「当該承認を受けている県税関係帳簿又は県税関係書類(以下本章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」という。)」を「県税関係帳簿書類(県税関係帳簿又は県税関係書類をいう。以下本章において同じ。)」のうち同條第一項又は第二項の承認を受けているもの」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿書類」に改める。

第百十一條第二項中「同項」を「第百九條第二項又は第三項」に改め、「種類、」の下に「同條第二項の承認を受けようとする場合にあつては」を、「概要」の下に「同條第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」を加え、同項ただし書中「が、当該承認」を「が、同條第二項又は第三項の承認」に改め、同條第三項中「(県税関係帳簿又は県税関係書類をいう。以下本章において同じ。)」を削り、同項第二号中「第百九條第一項又は第二項」を「第百九條各項」に改める。

第百十二條第一項中「第百九條第一項又は第二項」を「第百九條各項のいずれか」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「当該承認を受けている県税関係帳簿書類(以下本章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」という。)」に改め、「同條第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同條第二項中「第百九條第一項又は第二項」を「第百九條各項のいずれか」に改める。

第百十三條第一項中「第七百四十八條第一項若しくは第二項」を「第七百四十八條各項のいずれか」に、「第百九條第一項若しくは第二項」を「第百九條各項のいずれか」に改め、「又は同條第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同條第一項又は第二項」を「同條各項」に改め、同條第五項中「第七百四十八條第一項若しくは第二項」を「第七百四十八條各項のいずれか」に、「第百九條第一項若しくは第二項」を「第百九條各項のいずれか」に改める。

第百十四条第一項第二号中「第百九条第一項又は第二項」を「第百九条各項」に改める。

第百十五条中「同条第二項中「同項」を「同条第二項中「第百九条第二項又は第三項」に、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認」を「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「種類、」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」に、「第百九条第一項又は第二項」を「第百九条各項」に改め、「のいづれか」を削り、「の全部」とあるのは「を」とあるのは「に改め、「(当該承認を受けている県税関係帳簿書類をいう。以下本章において同じ。の全部)」、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と及び「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類に」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿書類に」とを削り、「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項」に、「第百九条第一項若しくは第二項」を「第百九条各項」に、「代え、又は」とあるのは「代え、」を「又は同条第二項若しくは第三項」とあるのは「同条第二項」に改め、「同条第一項又は第二項」とあるのは「それぞれ同条第一項、第二項又は第三項」とを削り、「第七百四十八条第一項若しくは第二項」を「第七百四十八条各項」に改める。

第百十七条第一項中「第百九条第一項若しくは第二項」を「第百九条各項」に改め、同条第三項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

(福岡県旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「成績書」の下に「(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。を含む。))」を加える。

(福岡県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第三条 福岡県公衆浴場法施行条例(昭和六十三年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十一号中「成績書」の下に「(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。を含む。))」を加える。

(福岡県食品衛生法施行条例の一部改正)

第四条 福岡県食品衛生法施行条例(平成十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「成績書」の下に「(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。))」を加え、同表七の項中「説明書」の下に「(当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。))」を加える。

(福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「帳簿」の下に「(当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下同じ。))」を加える。

(福岡県環境影響評価条例の一部改正)

第六条 福岡県環境影響評価条例(平成十年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録の作成等)

第四十八条 事業者は、第八条に規定する調査計画書の作成、第十六条に規定する評

価書案の作成及び第二十三条第二項に規定する評価書の作成については、当該規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成を行うことができる。

2 事業者は、第十条に規定する調査計画書の縦覧、第十八条に規定する評価書案及び要約書の縦覧並びに第二十七条に規定する評価書、要約書及び第二十五条の書面の縦覧については、当該規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧を行うことができる。

3 前二項の規定により行われた作成及び縦覧については、書面により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第九号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一六の項事務の欄中ウを井とし、カからムまでをヨからウまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号）附則第二条第二項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可別表一六の項市町村の欄中「ワ」を「カ」に、「カからウまで」を「ヨから井まで」に改める。

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表一六の項を次のように改める。

一六 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十三年福岡県条例第三十九号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イからノまでについては大牟田市
オからケまでについては北九州市
大牟田市

- イ 法第十条第一項の規定による動物取扱業者の登録
- ロ 法第十三条第一項の規定による登録の更新
- ハ 法第十四条第一項の規定による動物取扱業者の種別等の変更又は飼養施設の設置の届出の受領
- ニ 法第十四条第二項の規定による動物取扱業者氏名等の変更の届出の受領
- ホ 法第十五条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧
- ヘ 法第十六条第一項の規定による廃業等の届出の受領
- ト 法第十七条の規定による登録の抹消
- チ 法第十九条第一項の規定による登録の取消し又は業務の停止
- リ 法第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
- ヌ 法第二十三条第一項の規定による改善の勧告
- ル 法第二十三条第二項の規定による必要な措置の勧告
- ヲ 法第二十三条第三項の規定による措置の命令
- ワ 法第二十四条第一項の規定による動物取扱業者からの報告の徴収又は職員による立入り若しくは検査
- カ 法第二十五条第一項の規定による必要な措置の勧告
- ヨ 法第二十五条第二項の規定による措置の命令
- タ 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- レ 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更許可
- ソ 法第二十八条第三項の規定による軽微な変更等の届出の受領
- ツ 法第二十九条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消し
- ネ 法第三十二条の規定による特定動物飼養者に対する必要な措置の命令
- ナ 法第三十三条第一項の規定による特定動物飼養者からの報告の徴収又は職員による立入り若しくは検査
- ラ 法第三十五条第一項の規定による所有者から引取りを求められた犬又はねこの引取り
- ム 法第三十五条第二項の規定による所有者の判明しない犬又はねこの引取り

ウ	法第三十五条第四項の規定による犬及びねこの引取りの委託
キ	法第三十六条第二項の規定による負傷動物等の収容
ク	法第三十七条第二項の規定による犬又はねこの引取り等の際して行う必要な指導及び助言
カ	オ 条例第六条第一項の規定による特定動物が逃げた旨の通報を受けること。
キ	ク 条例第七条の規定による動物が人に危害を加えた旨又は逃げた特定動物に対する措置をとった旨の届出の受領
ク	ヤ 条例第八条の規定による同条各号に掲げる措置の命令
ケ	マ 条例第九条第一項の規定による動物の飼い主等からの報告の徴収又は職員による立入り若しくは調査
コ	ケ 条例第十条の規定による動物愛護指導員の任命

別表二三の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定中別表一六の項の改正規定は平成十八年六月一日から、別表二三の項の改正規定は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）の施行の日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第十号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（手数料の納付の特例）

第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者は、指定

試験機関の定めるところにより、別表一の項の手数料を指定試験機関に納付しななければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関の収入とするの欄に次の一号を加える。

十二 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 一五、二〇〇円

別表一三四の二の項金額の欄に次の一号を加える。

十二 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 三〇、六〇〇円

ただし、調査品目の数が二以上である場合においては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

別表一四〇の項金額の欄に次の一号を加える。
十二 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 一五、二〇〇円

別表一四一の項金額の欄に次の一号を加える。

十二 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 三〇、六〇〇円

ただし、調査品目の数が二以上である場合においては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

別表一五九の項の次に次のように加える。

一五九の二	動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号）附則第二条の規定により申請することができるものとされる動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養又は保管許可申請手数料	一五、〇〇〇円 （当該特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者が、同一の所在地において、同時に他の特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする場合における当該他の特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料にあっては、一一、〇〇〇円）
-------	---	-------------------	--

第二条 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を次のように改正する。
 第四条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の三十第一項の規定により知事が介護サービス情報の調査に関する事務を行わせることとした者（以下この項において「指定調査機関」という。）が行う介護サービス情報の調査を受けようとする介護サービス事業者は、指定調査機関の定めるところにより、別表一七〇の項の手数料を指定調査機関に納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定調査機関の収入とする。

3 介護保険法第百十五条の三十六第一項の規定により知事が介護サービス情報の報告の受理及び公表に関する事務を行わせることとした者（以下この項において「指定情報公表センター」という。）が行う介護サービス情報の公表を受けようとする介護サービス事業者は、指定情報公表センターの定めるところにより、別表一七〇の二の項の手数を指定情報公表センターに納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定情報公表センターの収入とする。
 別表一〇四の項から一〇七の項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表一五九の二の項を次のように改める。

別表一五九の二の項の次に次のように加える。

一五九の二	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第十条第一項の規定による動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業登録申請手数料	一五、〇〇〇円 （当該動物取扱業登録を受けようとする者が、同一事業所について、同時に他の動物取扱業登録を受けようとする場合における当該他の動物取扱業登録申請手数料にあっては、一一、〇〇〇円）
一五九の三	動物の愛護及び管理に関する法律第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業登録更新申請手数料	一五、〇〇〇円 （当該動物取扱業登録の更新を受けようとする者が、同一事業所について、同時に他の動物取扱業登録の更新を受けようとする場合における当該他の動物取扱業登録更新申請手数料にあっては、一一、〇〇〇円）
一五九の四	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二条第六項の規定による動物取扱業登録証の再交付の申請に対する審査	動物取扱業登録証再交付申請手数料	一、〇〇〇円
一五九の五	動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養又は保管許可申請手数料	一五、〇〇〇円 （当該特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者が、同一の所在地において、同時に他の特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする場合における当該他の特定動物の飼養又は保管の許可

一五九の六	動物の愛護及び管理に関する法律第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養又は保管変更許可申請手数料	一、〇〇〇円	申請手数料にあっては、一、〇〇〇円)
一五九の七	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十五条第六項の規定による特定動物飼養・保管許可証の再交付の申請に対する審査	特定動物飼養・保管許可証再交付申請手数料	一、〇〇〇円	

別表一六七の項中「(平成十九年法律第百二十三号)第七十九条第二項第二号に定める」を「第六十九条の二第一項の規定による」に、「六、五〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

一六七の二	介護保険法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員の登録及び同法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査	介護支援専門員登録及び介護支援専門員証交付申請手数料	四、二〇〇円	
一六七の三	介護保険法第六十九条の三の規定による介護支援専門員の登録の移転の申請及び同法第六十九条の七第五項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査	介護支援専門員登録移転に伴う介護支援専門員証交付申請手数料	四、二〇〇円	
一六七の四	介護保険法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の書換交付の申請に対する審査	介護支援専門員証書換交付申請手数料	二、〇〇〇円	
一六七の五	介護保険法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の再交付の申請に対する審査	介護支援専門員証再交付申請手数料	二、〇〇〇円	
一六七の六	介護保険法第六十九条の八第一項の規定による介護支援専門員	介護支援専門員証更新申請手数料	二、〇〇〇円	

別表一七〇の項を次のように改める。

一七〇	介護保険法第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の実施	介護サービス情報調査手数料	四八、〇〇〇円
-----	--	---------------	---------

別表一七〇の項の次に次のように加える。

一七〇の二	介護保険法第百十五条の二十九第三項の規定による同条第一項の規定による報告の内容及び同条第二項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものの公表の実施	介護サービス情報公表手数料	一一、〇〇〇円
-------	--	---------------	---------

別表一八三の項を削る。

附則

1 (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定中第四条の改正規定、別表一六七の項の改正規定、別表一六七の項の次に次のように加える改正規定、別表一七〇の項の改正規定及び別表一七〇の項の次に次のように加える改正規定は平成十八年四月一日から、別表一五九の二の項の改正規定、別表一五九の二の項の次に次のように加える改正規定及び別表一八三の項を削る改正規定は平成十八年六月一日から、別表一〇四の項から一〇七の項までの改正規定は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)の施行の日から施行する。

2 (福岡県領収証紙条例の一部改正)

福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第七号中「手数料」の下に「同条例第四条の規定により、県以外の者に納付する手数料及び」を加える。

福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十一号

福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例（昭和二十九年福岡県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第一項又は」及び「育成医療又は」を削り、「場合」の下に「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の規定により知事が指定自立支援医療に要した費用について自立支援医療費を支給する場合」を加える。

第二条中「児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に規定する額」を「障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十二号

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例

（設置）

第一条 知事は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十八条第一項の規定に基づき、福岡県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

（組織）

第二条 不服審査会は、委員三十人以内で組織する。

2 不服審査会は、委員のうちから会長が指名する五人をもって構成する合議体で審査

請求の事件を取り扱う。

（報酬）

第三条 法第百三条第一項の医師その他知事の指定する者（県の常勤の職員を除く。）が同項の規定により診断その他の調査を行ったときは、同条第二項の規定により、規則で定める額の報酬を支給する。

第四条 この条例で定めるもののほか、不服審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十三号

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十三年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を削る。

第六条から第十一条までを削る。

第十二条第一項中「特定動物」を「法第二十六条に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）」に改め、同条を第六条とし、第十三条を第七条とする。

第十四条中「、若しくは」を「若しくは」に、「、第五条若しくは第八条の規定に違反したとき、又は第七条の規定による許可の要件を満たさなくなったとき」を「又は第五条の規定に違反したとき」に改め、同条を第八条とし、第十五条を第九条とする。

第十六条中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第十七条中「第五条及び第十三条から第十五条」を「第五条及び第七条から第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第十八条を第十二条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第十三条 第八条の規定による措置命令(第五条第二項の規定に係る措置命令を除く。

)に従わなかつた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十九条の前の見出し及び同条を削る。

第二十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第十四条とする。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第十二条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第十三条」を「第七条」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第十五条とし、第二十二条を第十六条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十四号

福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号を次のように改める。

一 削除

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例及び福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十五号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例及び福岡県

介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項第七号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第八号中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改め、「訪問看護に限る。」の下に「又は同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同条第四項に規定する介護予防訪問看護に限る。)」を加え、「訪問看護事業所」を「訪問看護等事業所」に改める。

第六条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「訪問看護事業所」を「訪問看護等事業所」に改める。

(福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部改正)

第二条 福岡県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年福岡県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第八条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十六号

福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例
福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十二年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県消費生活条例

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
 - 第二章 安全の確保（第十条―第十五条）
 - 第三章 規格、表示等の適正化（第十六条―第十九条）
 - 第四章 不当な取引行為の禁止（第二十条―第二十二条）
 - 第五章 生活関連商品等に関する施策（第二十三条―第三十条）
 - 第六章 消費者の啓発活動及び教育等（第三十一条―第三十三条）
 - 第七章 消費者の申出（第三十四条）
 - 第八章 消費者苦情の処理及び訴訟援助（第三十五条―第三十七条）
 - 第九章 福岡県消費生活審議会（第三十八条）
 - 第十章 公表（第三十九条）
 - 第十一章 雑則（第四十条・第四十一条）
- 附則

第一条中「この条例は」の下に「、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ」を加え、「、市町村」を削る。

第二条中「前条の目的を達成するに当たっては」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は」に改め、「、市町村」を削り、「次の各号」を「県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する機会が確保されること。

第二条第三号中「取引方法」を「取引条件を強制されず、不当な取引行為」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提供されること。

第二条第五号中「取引方法」を「取引行為」に改め、同条に次の二号を加える。

六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。

七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。

第二条に次の四項を加える。

2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。

5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

第四条及び第四条の二を削る。

第三条第一項中「県民の消費生活の安定及び向上に関する施策」を「消費者施策」に、「責務を有する」を「ものとする」に改め、同条第二項中「意見が反映されるよう努める」を「意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二第二号中「及びこれらの者が組織する団体」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

第二条の二第四号を削り、同条を第三条とする。

第五条を次のように改める。

（市町村との連携等）

第五条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

第七章中第三十四条を第四十一条とし、第三十三条を第四十条とし、同章を第十一章とする。

第三十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十一条第五項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

第三十二条第二号中「第九条第二項、第十三条第二項、第十四条第四項、第十七条第二項、第二十二條又は第二十三條」を「第十二條第一項、第十五條第二項、第十九條第二項、第二十一條第三項、第二十七條又は第二十八條」に改め、同条第三号中「第二十四條」を「第二十九條」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十一条第二項、第三十五条第二項又は前条第四項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

第三十二条に次の一項を加え、第六章中同条を第三十九条とする。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

第六章を第十章とする。

第三十一条第三項中「三十五人」を「二十人」に、「委嘱又は任命」を「委嘱し、又は任命」に改め、第五章中同条を第三十八条とする。

第五章を第九章とする。

第四章中第三十条を第三十七条とする。

第二十九条中「すべてに」を「いづれにも」に改め、同条第一号中「第二十七條第三項」を「前條第三項」に改め、同条を第三十六條とする。

第二十八条を削る。

第二十七条の見出しを「(消費者苦情の処理)」に改め、同条第一項中「消費者苦情」を「消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨(以下「消費者苦情」という。）」に、「あつせん」を「助言、あつせん」に改め、同条第三項中「あ

つせん」を「助言、あつせん」に改め、「認めるとき」の下に「、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるとき」を加え、同条を第三十五条とする。

第二十六条を削る。

第四十章を第八章とする。

第二十五条の二の見出しを「(消費者の啓発活動及び教育の促進)」に改め、同条第一項中「できるように」を「できるよう消費者の自立を支援」に改め、「推進するとともに、」の下に「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」を加え、同条第二項を削り、第三章の二中同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(消費者団体の活動の促進)

第三十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者への情報提供)

第三十三条 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第三章の二の章名中「活動」の下に「及び教育」を加える。

第三章の二を第六章とし、同章の次に次の一章を加える。

第七章 消費者の申出

第三十四条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第二条第一項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他の適当な措置をとらなければならない。

3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第

一項の規定による申出の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するものとする。

第二十五条第一項中「第十八条、第二十一条」を「第二十三条、第二十六条」に改め、第三章中同条を第三十条とする。

第二十四条中「報告させ」を「報告を求め」に、「職員に」を「職員をして」に、「営業所、事務所その他の事業場」を「事務所、事業所その他の事業を行う場所」に、「指定生活関連物資等」を「指定生活関連商品等」に改め、「書類」の下に「設備」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十三条中「指定生活関連物資等」を「指定生活関連商品等」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十二条の見出しを「(売渡し勧告)」に改め、同条中「指定生活関連物資等」を「指定生活関連商品等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十一条中「生活関連物資等」を「生活関連商品等」に、「指定生活関連物資等」を「指定生活関連商品等」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十条の見出しを「(指定生活関連商品等の指定)」に改め、同条第一項中「生活関連物資等」を「生活関連商品等」に、「物資として」を「生活関連商品等として」に改め、同条第三項中「物資」を「生活関連商品等」に改め、同条を第二十五条とする。

第十九条の見出しを「(供給等の要請)」に改め、同条中「生活関連物資等」を「生活関連商品等」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八条第一項中「物資及び役務」を「商品及び役務」に、「生活関連物資等」を「生活関連商品等」に改め、同条を第二十三条とする。

第三章の章名中「生活関連物資等」を「生活関連商品等」に改める。

第三章を第五章とする。

第十六条及び第十七条を削る。

第十五条の見出しを「(不当な取引行為に関する情報提供)」に改め、同条中「取引方法による」を「取引行為による」に、「取引方法、その内容その他」を「取引行為の方法及び内容その他の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他の当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる

一 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合

3 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意見を聴かなければならない。

第二章中第十五条を第二十二條とする。

第十四条の見出しを「(不当な取引行為に関する調査及び勧告)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「取引方法を用いている」を「取引行為を行っている」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「取引方法」を「その取引の仕組み、実態等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の規定に違反している」を「不当な取引行為を行っている」に、「当該取引方法を」を「その取引に関して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条を第二十一条とし、同条の前に次の章名及び一条を加える。

第四章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第二十条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つてはならない。

一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約(以下「商品売買契約等」という。)の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為

二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為

五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等（当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為

七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取引行為を知っていた、若しくは知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第十三条の二を削る。

第二章第十三条を第十九条とする。

第十二条第一項中「規格、表示、その他の基準」を「規格、表示等に関する基準」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条第二項中「当該基準」を「当該自主基準」に改め、同条を第十七条とする。

第十条第二号中「使用」を「使用若しくは利用」に改め、「製造年月日」の下に「消費期限その他の期限、原産地（外国産の商品にあつては、原産国）」を加え、「住所及び氏名又は名称等」を「氏名又は名称及び住所等」に、「虚偽」を「虚偽の」に改め、同条第三号中「販売価格」を「販売価格又は利用料金」に、「価格を」を「価格又は料金を」に改め、同条第六号中「交換等の」を「交換その他の方法による」に改め、同

号を同条第七号とし、同条第五号中「過大」を「過大な」に改め、同条第六号とし、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条を第十六条とする。

四 虚偽の、誇大な、その他消費者に選択を誤らせる広告又は宣伝をしないこと。

第九条第一項中「危険商品等である」を「消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある」に、「その危害を防止」を「当該安全を確保」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の三条及び章名を加える。

（緊急安全確保措置）

第十三条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供することができる。

（試験、検査等の機能の整備等）

第十四条 知事は、消費者の消費生活における安全を確保するため、商品等の試験、検査等を行う機能を整備するとともに、必要に応じて、その実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

（自動販売機等の管理）

第十五条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械（以下「自動販売機等」という。）により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等の管理について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第三章 規格、表示等の適正化

第八条の見出しを「（安全の確保に関する調査等）」に改め、同条第一項中「商品等について、危険商品等の」を「商品等が消費者の消費生活における安全を害する」に改め、同条第二項中「又は説明を求める」を「若しくは説明を求め、又はその職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備

その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同条に次の三項を加え、同条を第十一条とする。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第二項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めるとき、又は同項の資料の提出によつては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

第七条の見出しを「(安全の確保)」に改め、同条中「生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある」を「消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある」に改め、「(以下「危険商品等」という。)」を削り、同条を第十条とする。

第二章 消費生活の安全等に関する施策」を「第二章 安全の確保」に改める。

第六条中「自ら」を「自ら進んで」に、「修得」を「修得し、及び必要な情報を収集」に改め、「資源利用の適正化並びに」を削り、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

(消費者団体の役割)

第九条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

第五条の次に次の二条を加える。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第二条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第七条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第三十一条第三項の改正規定中「三十五人」を「二十人」に改める部分は、平成十九年九月十六日から施行する。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第十七号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員に係る前項の書面の添付を省略することができる。

一 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号の規定により、他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合）にあっては、指定情報処理機関。から、当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により、当該役員に係る本人確認情報を利用することができるとき。

第七条第二項中、「第二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第十一条 申請、届出、提出、縦覧及び閲覧等に関し、法第四十四条の二の規定により読み替えて適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十二条の規定を適用する場合において必要な事項は、規則で定める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第十二条 特定非営利活動法人が行う書面の保存、備え置き及び閲覧等に関し、法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第九条の規定を適用する場合において必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県条例第十八号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、市町村」を削る。

第二条第五号中「昭和二十三年法律第二百二十二号」の下に「。以下「風適法」という。」を加え、同条第九号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「風適法」に改める。

第三条の見出しを「（県の責務）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及び市町村」を削り、同項を同条第二項とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（インターネット上の情報に係る自主規制等）

第十四条の二 インターネットを利用することができる端末装置（以下「端末装置」という。）を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、

第十六条第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たり有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

3 県は、前二項の規定に係る取組に資するため、第一項に規定する者又は保護者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十六条の二第一項を次のとおり改める。

図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、問仕切り等によつて仕切られた場所等への陳列その他規則で定める方法により、当該図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

第二十四条第一項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「風適法」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第三十二条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 接待飲食等営業（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）又は性風俗関連特殊営業（風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 二 接待飲食等営業（風適法第二条第一項第二号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。

第三十八条第四項中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

- 十一 第三十条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 十二 第三十二条の二の規定に違反した者

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定、第三十二条の次に一条を加える改正規定及び第三十八条第四項の改正規定は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十九号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 4 計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の規定による指定を受けた者（

以下この項において「指定定期検査機関」という。）が行う同法第十九条第一項に規定する定期検査を受けようとする者は、別表七五の項の手数料を指定定期検査機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

別表一の項中「通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）第三条の規定による通訳案内業の免許申請の審査」を「通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二十条第一項の規定による通訳案内士の登録申請の審査」に、「通訳案内業免許手数料」を「通訳案内士登録手数料」に改め、同表一の項中「通訳案内業法第九条の規定による通訳案内業の免許証の再交付申請の審査」を「通訳案内士法第二十三条第一項の規定による通訳案内士の登録事項の変更」に、「通訳案内業免許証再交付手数料」を「通訳案内士登録証変更手数料」に、「申請のとき」を「届出のとき」に改め、同表三の項中「通訳案内業法第九条の規定による通訳案内業の免許証の書換申請の審査」を「通訳案内士法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付申請の審査」に、「通訳案内業免許証書換手数料」を「通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

別表二五の項金額の欄を次のように改める。

- 一 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一件につき 一〇、〇〇〇円
- 一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、九、五〇〇円）
- 二 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一件につき 九、四〇〇円
- 二 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八、九〇〇円）
- 三 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一件につき 一〇、〇〇〇円
- 四 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、九、五〇〇円）
- 四 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一件につき 一〇、〇〇〇円
- 五 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、九、五〇〇円）
- 五 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一件につき 九、四〇〇円
- （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八、九〇〇円）

別表二八の項金額の欄を次のように改める。

- 一 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験
一件につき 八、五〇〇円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八、〇〇〇円)
- 二 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験
一件につき 六、七〇〇円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、六、二〇〇円)

別表三三の項中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に「圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加える。
別表六三の項金額の欄を次のように改める。

- 一件につき 二二、〇〇〇円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、二二、五〇〇円)

別表七四の項中「(平成四年法律第五十一号)」を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県豊表格付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十号

福岡県豊表格付条例の一部を改正する条例

福岡県豊表格付条例(昭和四十八年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。第十四条第一項)を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十七号)附則第三条第一項」に、「法第二条第三項」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二条第三項」に改め、「以下同じ。」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十一号

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福岡県港湾施設管理条例(昭和五十一年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一アロードの項の次に次のように加える。

冷凍コンテナ用電源設備	一般使用	コンセント一口一時間ににつき	二八六	—
-------------	------	----------------	-----	---

附則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十二号

福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

福岡県美しいまちづくり条例(平成十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中
「第四章 雑則(第十五条・第十六条)」を
「第四章 福岡県景観審議会(第十五条)に改める。
第五章 雑則(第十六条・第十七条)」
第二章を次のように改める。
(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

一 美しいまちづくり 県土の景観の形成（良好な景観を保全し、整備し、又は創造することをいう。）に資すると認められる活動をいう。

二 景観行政団体 景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。

三 景観計画 景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

四 公共施設等 景観法第七条第四項に規定する公共施設及び規則で定める公共的用途に供する施設をいう。

五 屋外広告物 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

第七条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 屋外広告物に係る適切な規制及び誘導に関する基本的な事項

五 公共施設等に係る景観の形成に関する基本的な事項

六 広域的な景観の形成に関する基本的な事項

七 県民等の参加による景観計画の策定等に関する重要な事項

第七条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「市町村の長」を「あらかじめ市町村の長及び福岡県景観審議会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

5 知事は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）が景観行政団体となることを促進するものとし、景観行政団体となった市町村が景観計画を策定するに当たっては、第三項の規定に準じた支援を行うよう努めるものとする。

第四章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第四章 福岡県景観審議会

第十五条 県に福岡県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例及び福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の規定によりその権限に属する事項のほか、知事の諮問に応じ、県土の景観の形成に関する事項又は屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、市町村の長の求めに応じ、美しいまちづくり計画又は景観計画に関する事項に関し、意見を述べることができる。

5 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）
1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

（経過措置）
2 この条例による改正前の福岡県美しいまちづくり条例第十三条第三項の規定により、同条例第四条の基本方針に沿ったものと認められた美しいまちづくり計画に対する支援については、なお従前の例による。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十三号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「第十二条関係」を「第十七条の六関係」に改め、同表の九都市公園名の欄を削り、同表の十の次に次のように加える。

十一 体育館

イ 占用使用の場合

区分	単位	金額

区分	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後五時まで	午後一時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
アリーナ	三、五六〇円	四、七四〇円	五、九三〇円	八、三二〇円	一〇、六八〇円	一四、二四〇円

ロ 個人使用の場合

単位	金額	
	二時間	二時間を超えるとき 一時間ごとに
一般	小学生・生徒	二三〇円
一般	小学生・生徒	一〇〇円
小学生・生徒		五〇円

備考

- 一 この表において「占有使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 二 この表において「小学生」とは小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 三 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の二割増の額とする。
- 四 占有使用の場合、利用者のすべてが学校教育法第一条に規定する学校に就している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に二分の一を乗じて得た額とする。
- 五 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該を超える額に千分の百三を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 六 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、規則で定める額を加算する。

七 アリーナは、二分の一又は四分の一の面積で占有使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ二分の一、四分の一とする。

八 次の者は、無料とする。

1 六十五歳以上の者

2 障害者及びその介護者であって、規則で定めるもの

九 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十四号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 講習会及び屋外広告業を営む者に対する指導（第二十三条―第二十六条）」を「第五章 講習会及び屋外広告業の登録等（第二十三条―第二十六条の四）」に、「第六章 福岡県屋外広告物審議会（第二十七条―第二十九条）」を「第六章 削除」に、「第三十二条―第三十五条」を「第三十一条の二―第三十六条」に改める。

第一条中「広告物」という。）の下に「及び屋外広告業」を加える。

第二条第二項中「設置させる者」の下に「及び広告物又は掲出物件を管理する者」を加える。

第四条第一項第一号中「定められた」の下に「景観地区、」を加え、「美観地区」を「伝統的建造物群保存地区」に改め、同項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 景観法（平成十六年法律第十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であって、同法第七十五条第一項に基づき、市町村が条例により規制を行

う地域のうち知事が指定する地域

四 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例(以下「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち知事が指定する地域

第四条第二項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

第四条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項第一号から第七号まで、第九号又は前項第十一号の規定により、地域若しくは場所若しくは物件を指定しようとするとき、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするときは、福岡県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第五条第一項第一号中「人口五千以上の市街的」を削り、同項第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六十九条」を「第九十九条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する地域を除く。)

四 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域

第五条に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、第一項第一号若しくは第九号若しくは前項の規定による地域若しくは場所の指定又はその変更若しくは解除をしようとする場合に準用する。

第七条第二項第六号中「電車又は」を削り、同項第八号中「電車及び」を削り、同条に次の二項を加える。

5 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第五条の規定は、適用しない。

6 第四条第三項の規定は、第二項第一号から第三号まで、第六号、第三項、第四項又は前項の規定により規則で基準を定めようとする場合に準用する。

第八条中「第五号」を「第七号」に、「第七号」を「第九号」に、「同条第二項第十

号」を「同条第二項第十一号」に改め、「指定があった際」の下に「又は当該規定に該当することとなった場合」を、「指定のあった」の下に「又は該当することとなった」を加える。

第九条第八号中「電車又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第四条第三項の規定は、前項の規定による規格の設定又はその変更をしようとする場合に準用する。

第十五条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「資格を有する者」の下に「又は法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。))が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者」を加える。

第十七条第一項中「第六条、第九条又は第十三条の規定に違反した」を「この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該」に改め、「対し、」の下に「これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他」を加え、同条第二項中「その措置」を「これらの措置」に改める。

第十八条第三号中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十二条第四項中「知事は、」の下に「第一項の認定及び」を、「関係市町村長」の下に「及び福岡県景観審議会」を加える。

「第五章 講習会及び屋外広告業を営む者に対する指導」を「第五章 講習会及び屋外広告業の登録等」に改める。

第二十四条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第二十四条 福岡県の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域を除く。以下同じ。)内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第一項及び第三項の規定による登録を受けようとする者は、登録手数料一万円を納付しなければならない。

7 既納の登録手数料は、還付しない。

第二十四条の次に次の七条を加える。

(登録の申請)

第二十四条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 福岡県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第二号の営業所ごとに選任される第二十五条第一項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第二十四条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十四条の三 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に

登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十四条の二の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十六条の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第二十四条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第二十六条の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しない者

三 第二十六条の二第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第二十四条の二第一項第二号の営業所ごとに第二十五条第一項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十四条の五 屋外広告業者は、第二十四条の二第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十四条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第二十四条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十四条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 福岡県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人

又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十四条の八 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

一 第二十四条第二項に規定する登録の有効期間(同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき。

二 前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき。

三 第二十六条の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したとき。

第二十五条を次のように改める。

(業務主任者の選任)

第二十五条 屋外広告業者は、第二十四条の二第一項第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

一 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 第二十三条第一項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は指定都市等が行う講習会の課程を修了した者

四 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者

五 知事が規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる事項の総括に関する業務を行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示

又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第二十五条の三に規定する帳簿の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、屋外広告業の適正な実施の確保に関すること。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(標識の掲示)

第二十五条の二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十四条の二第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十五条の三 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十四条の二第一項第二号の営業所ごとに帳簿(当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下同じ。)を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保

存しなければならない。

第二十六条中「知事は、」の下に「福岡県の区域内で」を加える。

第五章中第二十六条の次に次の三条を加える。

(登録の取消し等)

第二十六条の二 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

二 第二十四条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 第二十四条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反したとき。

2 第二十四条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第二十六条の三 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを公衆の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告及び検査)

第二十六条の四 知事は、福岡県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第二十七条から第二十九条まで 削除

第三十条中「第五号」を「第七号」に、「第七号」を「第九号」に、「同条第二項第十号」を「同条第二項第十一号」に改める。

第八章中第三十二条の前に次の一条を加える。

第三十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第二十四条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十六条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十二条中「第十九条」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第二十四条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十五条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第三十三条第六号及び第七号を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五条中「第三十二条」を「第三十一条の二から前条まで」に改め、「同条」を「各本条」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十四条の七第一項の規定による届出を怠った者
- 二 第二十五条の二の規定による標識を掲げない者
- 三 第二十五条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第二十四条第一項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例による改正後の福岡県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の施行の日から六月を経過する日までの間（この期間内に新条例第二十四条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第二十四条第一項の規定による登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 新条例の施行の際現に旧条例第二十五条第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第二十五条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 新条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

5 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二十六号中「講習手数料」の下に「及び第二十四条第六項の登録手数料」を加える。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を

次のように改める。

別表四三の項中ウを削り、キをウとし、ノをキとし、同項オ中「ノ」を「キ」に改め、同項オを同項ノとする。

福岡県年金住宅条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十五号

福岡県年金住宅条例を廃止する条例

福岡県年金住宅条例（昭和三十六年福岡県条例第十三号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十六号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部福岡県教職員身体検査審議会の項中「県立学校（大学及び短期大学を除く。）教職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する」を「福岡県教育委員会の任命に係る」に改め、同部福岡県公立学校教育振興計画審議会の項中「（大学及び短期大学を除く。）」を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県条例第二十七号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立の大学、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「県立学校」という。)の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する」を削る。

第二条第一項第一号中「県立学校」を「県立の中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校」に改め、「学長、」及び「、教授、助教授」を削り、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、「助手」を削り、同項第二号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同項第三号中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 教育委員会の事務部局(学校以外の教育機関を含む。)に勤務する指導主事及び社会教育主事

第二条第二項中「学長、」及び「、教授、助教授」を削り、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、「助手」を削る。

第三条及び第五条第一項中「、初任給調整手当」を削り、「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第六条第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第三号を次のように改める。

三 医療職給料表(二)(別表第三)

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第三項から第九項までを次のように改める。

3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は

、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 五十五歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第三項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条の二を次のように改める。

第十一条の三 削除

第十三条の三 中「百分の十六(県立の大学の職員にあつては、百分の二十三)」を「百分の二十五」に改める。

第十三条の二を次のように改める。

(地域手当)

第十三条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都千代田区 百分の十三
- 二 大阪市 百分の十一
- 三 名古屋市 百分の十一
- 四 福岡市 百分の三・五
- 五 福岡市を除く福岡県内の地域 百分の二・五

第十五条第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同条中第三項を削り、第

四項を第三項とする。

第十八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十九条第一項中「及び第三項」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条の二第一項中「又は県立の大学の学長」を削る。

第二十条第四項を削り、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「四級」を「三級」に、「同表」を「並びに同表」に改め、「並びに県立の大学の学長」を削り、「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第二十一条第二項第一号及び同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第四項中「第二十条第六項」を「第二十条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十二条第二項から第五項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十三条の五第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第十条の二、」及び「第十三条の二第二項」を削り、同項を同条第二項とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	488,800
	39	217,700	280,600	408,900	489,800
	40	219,500	283,300	410,500	490,800
	41	221,400	285,900	412,200	491,900
	42	223,200	288,600	413,800	492,900

	43	225,000	291,300	415,400	493,900
	44	226,800	294,000	417,000	494,900
	45	228,700	296,500	418,700	496,000
	46	230,500	299,200	420,300	
	47	232,300	301,900	421,900	
	48	234,100	304,600	423,500	
	49	235,800	307,100	425,200	
	50	237,600	309,600	426,800	
	51	239,400	312,100	428,400	
	52	241,200	314,600	430,000	
	53	242,900	317,000	431,700	
	54	244,700	319,200	433,300	
	55	246,500	321,400	434,900	
	56	248,300	323,600	436,500	
	57	250,000	325,900	438,200	
	58	251,700	328,100	439,800	
	59	253,400	330,300	441,400	
	60	255,100	332,500	443,000	
	61	256,800	334,700	444,700	
	62	258,500	336,900	446,300	
	63	260,200	339,100	447,900	
	64	261,900	341,300	449,500	
	65	263,600	343,500	451,200	
	66	265,300	345,700	452,800	
	67	267,000	347,900	454,400	
	68	268,700	350,100	456,000	
	69	270,200	352,100	457,600	
	70	271,700	354,200	459,200	
	71	273,200	356,300	460,800	
	72	274,700	358,400	462,400	
	73	276,000	360,400	463,900	
	74	277,400	362,400	464,900	
	75	278,800	364,400	465,900	
	76	280,200	366,400	466,900	
	77	281,600	368,400	467,700	
	78	282,800	370,100	468,700	
	79	284,000	371,800	469,700	
	80	285,200	373,500	470,700	
	81	286,500	375,200	471,500	
	82	287,700	376,700	472,500	
	83	288,900	378,200	473,500	
	84	290,100	379,700	474,500	
	85	291,400	381,200	475,300	
	86	292,600	382,700		
	87	293,800	384,200		
再任用	88	295,000	385,700		
職員以	89	296,200	387,200		
外の職	90	297,400	388,600		
員					

91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800
131	328,600	425,300
132	329,000	425,800
133	329,200	426,200
134	329,500	426,700
135	329,800	427,200
136	330,100	427,700
137	330,500	428,100
138	330,800	428,600

	139	331,100	429,100		
	140	331,400	429,600		
	141	331,700	430,000		
	142	332,000	430,500		
	143	332,300	431,000		
	144	332,600	431,500		
	145	332,900	431,900		
	146	333,200	432,400		
	147	333,500	432,900		
	148	333,800	433,400		
	149	334,000	433,800		
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
	154	335,400			
	155	335,700			
	156	336,000			
	157	336,200			
	158	336,500			
	159	336,800			
	160	337,100			
	161	337,300			
	162	337,600			
	163	337,900			
	164	338,200			
	165	338,400			
	166	338,700			
	167	339,000			
	168	339,300			
	169	339,500			
	170	339,800			
	171	340,100			
	172	340,400			
	173	340,600			
	174	340,900			
	175	341,200			
	176	341,500			
	177	341,700			
再任用 職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	463,900
	39	216,900	247,800	375,400	464,800
	40	218,600	250,700	377,000	465,700
	41	220,400	253,600	378,700	466,600
	42	222,200	256,300	380,300	467,500
	43	224,000	259,000	381,900	468,400
	44	225,800	261,700	383,500	469,300

	45	227,700	264,400	385,100	470,200
	46	229,500	267,100	386,700	
	47	231,300	269,800	388,300	
	48	233,100	272,500	389,900	
	49	234,900	275,200	391,400	
	50	236,700	277,900	392,900	
	51	238,500	280,600	394,400	
	52	240,300	283,300	395,900	
	53	241,900	285,900	397,500	
	54	243,700	288,600	398,900	
	55	245,500	291,300	400,300	
	56	247,300	294,000	401,700	
	57	249,000	296,500	403,200	
	58	250,600	299,200	404,600	
	59	252,200	301,900	406,000	
	60	253,800	304,600	407,400	
	61	255,500	307,100	408,700	
	62	257,100	309,600	410,100	
	63	258,700	312,100	411,500	
	64	260,300	314,600	412,900	
	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
	75	276,700	339,100	425,000	
	76	278,000	341,300	425,800	
	77	279,400	343,300	426,700	
	78	280,600	345,200	427,500	
	79	281,800	347,100	428,300	
	80	283,000	349,000	429,100	
再任用 職員以 外の職 員	81	284,300	350,800	429,900	
	82	285,500	352,600	430,600	
	83	286,700	354,400	431,300	
	84	287,900	356,200	432,000	
	85	289,000	357,900	432,700	
	86	290,000	359,600	433,400	
	87	291,000	361,300	434,100	
	88	292,000	363,000	434,800	
	89	293,100	364,700	435,500	
	90	294,000	366,100	436,200	
	91	294,900	367,500	436,900	
	92	295,800	368,900	437,600	

93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	438,800
95	298,100	373,000	439,500
96	298,900	374,300	440,200
97	299,800	375,700	440,700
98	300,600	376,800	441,400
99	301,400	377,900	442,100
100	302,200	379,000	442,800
101	303,100	380,200	443,300
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126	311,600	402,900	
127	311,900	403,600	
128	312,200	404,300	
129	312,400	405,100	
130	312,700	405,800	
131	313,000	406,500	
132	313,300	407,200	
133	313,500	407,700	
134	313,800	408,300	
135	314,100	408,900	
136	314,400	409,500	
137	314,600	409,900	
138		410,500	
139		411,100	
140		411,700	

	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
	150		417,100		
	151		417,700		
	152		418,300		
	153		418,700		
	154		419,300		
	155		419,900		
	156		420,500		
	157		420,900		
	158		421,500		
	159		422,100		
	160		422,700		
	161		423,100		
再任用 職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第6条関係) 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500

	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
再任用 職員以 外の職 員	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
	86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400		
	87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100		
	88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800		
	89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300		
	90	242,800	297,900	347,200	389,300	407,000		
	91	243,300	298,300	347,700	389,900	407,700		
	92	243,800	298,700	348,200	390,500	408,400		

	93	244,100	298,900	348,500	391,200	408,900		
	94		299,300	349,000	391,800			
	95		299,700	349,500	392,400			
	96		300,100	350,000	393,000			
	97		300,300	350,300	393,700			
	98		300,700	350,800	394,300			
	99		301,100	351,300	394,900			
	100		301,500	351,800	395,500			
	101		301,700	352,100	396,200			
	102		302,100	352,500	396,800			
	103		302,500	352,900	397,400			
	104		302,900	353,300	398,000			
	105		303,100	353,800	398,700			
	106		303,500	354,200				
	107		303,900	354,600				
	108		304,300	355,000				
	109		304,500	355,500				
	110		304,900	355,900				
	111		305,300	356,300				
	112		305,700	356,700				
	113		305,900	357,200				
	114		306,300					
	115		306,700					
	116		307,100					
	117		307,300					
	118		307,600					
	119		307,900					
	120		308,200					
	121		308,600					
	122		308,900					
	123		309,200					
	124		309,500					
	125		309,900					
再任用 職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係) 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500

	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900
再任用 職員以 外の職 員	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600	
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200	
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800	
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500	
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100	
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700	
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300	
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000	
	86		293,100	330,600	352,700		
	87		293,400	331,000	353,100		
	88		293,700	331,400	353,500		
	89		294,100	331,900	354,000		
	90		294,400	332,300	354,400		
	91		294,700	332,700	354,800		
	92		295,000	333,100	355,200		

93		295,400	333,600	355,700		
94		295,700	334,000	356,100		
95		296,000	334,400	356,500		
96		296,300	334,800	356,900		
97		296,700	335,000	357,400		
98		297,000	335,400	357,800		
99		297,300	335,800	358,200		
100		297,600	336,200	358,600		
101		298,000	336,400	359,100		
102		298,300	336,800	359,500		
103		298,600	337,200	359,900		
104		298,900	337,600	360,300		
105		299,200	337,800	360,800		
106			338,200			
107			338,600			
108			339,000			
109			339,200			
110			339,600			
111			340,000			
112			340,400			
113			340,600			
再任用 職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200

備考 この表は、福岡県公立学校に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第6条関係）級別標準職務表

イ 教育職給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	高等学校、中等教育学校又は盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊学校」という。）の講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校、中等教育学校又は特殊学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（任用の期限を附さないものに限る。）、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務 2 指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務
3 級	1 高等学校、中等教育学校又は特殊学校の教頭の職務 2 指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務
4 級	1 高等学校、中等教育学校又は特殊学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務

ロ 教育職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	中学校又は小学校の講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	1 中学校又は小学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を附さないものに限る。）の職務 2 指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務
3 級	1 中学校又は小学校の教頭の職務 2 指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務
4 級	1 中学校又は小学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務

ハ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	主事、技師又は学校司書の職務
2 級	1 主任主事、主任技師又は主任学校司書の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師又は学校司書の職務
3 級	1 事務主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する主任主事、主任技師又は主任学校司書の職務
4 級	1 事務次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する事務主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
5 級	1 事務長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する事務次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
6 級	1 参事の職務 2 困難な業務を処理する事務長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
7 級	困難な業務を処理する参事の職務

ニ 医療職給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	栄養士である技師その他人事委員会規則で定める技師の職務
2 級	1 困難な業務を行う栄養士である技師その他人事委員会規則で定める技師の職務 2 主任技師の職務
3 級	1 技術主査の職務 2 相当困難な業務を処理する主任技師の職務
4 級	1 相当困難な業務を処理する技術主査の職務 2 困難な業務を処理する主任技師の職務
5 級	1 参事補佐の職務 2 困難な業務を処理する技術主査の職務
6 級	1 参事の職務 2 困難な業務を処理する参事補佐の職務

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号から第七号までを削り、同条第八号中「第九条」を「第七条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号中「第十条」を「第八条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号を削り、同条第十一号中「第十二条」を「第九条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十二号中「第十三条」を「第十条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十三号中「第十四条」を「第十一条」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十四号中「第十五条」を「第十二条」に改め、同号を同条第十号とする。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条を削り、第十二条を第九条とする。

第十三条第一項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条を第十条とし、第十四条を第十一条とし、第十五条を第十二条とする。

第十六条を削り、第十七条を第十三条とし、第十八条を第十四条とし、第十九条を第十五条とする。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第三条第一項中「ロ教育職給料表(二)又はハ教育職給料表(三)」を「イ教育職給料表(二)又はロ教育職給料表(三)」に改め、同条第三項中「第十五条第三項及び」を削る。

(福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表県立の大学の項及び九州歯科大学附属病院の項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第二行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、附則第五条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じた附則別表第二に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 旧級が改正前の給与条例別表第二行政職給料表の三級であり、かつ、旧号給が一号給である職員の新級及び新号給は、旧級を二級とし、かつ、旧号給を四号給として前二条の規定を適用するものとする。

(最高号給を超える給料月額切替え)

第五条 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第十条第二項、第十一条の三及び第二十条第五項(改正後の給与条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正後の給与条例第十一条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号。以下「平成十八年改正条例」という。)」附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、改正後の給与条例第十一条の三及び第二十条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第四条第二項

二 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第一

号)第三条

三 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例(昭和三十五年福岡県条例第四十三号)第三条

四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第三条第一項
五 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)第四条第四項

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第九条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中「改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例第八項」とあるのは「福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例第八項第五項」と、「人事委員会規則の」と読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第十一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員」の下に「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に規定する教育公務員を除く。)」を加える。

第十二条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の二」に、「調整手当」を「

地域手当」に、「同項」を「同条」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十三条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、第十三条の二第二項」を削り、「第二十三条の五第二項」を「第二十三条の五第一項」に改め、「、学校職員給与条例第十三条の二第二項中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と」を削る。

(福岡県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第十四条 福岡県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

2 削除

附則第三項の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2条関係）

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3条関係）

イ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
4	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
5	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
6	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
7	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
8	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
9	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
10	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
11	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21

12	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
19	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
20	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
21	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
22	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
23	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	

24	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	78	
	6月以上9月未満	87	87	79	
	9月以上12月未満	88	88	80	
	12月以上	89	89	81	
25	3月未満	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
27	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
28	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
30	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
31	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
32	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
33	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
34	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
35	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		

36	3月未満	133	133		
	3月以上6月未満	134	134		
	6月以上9月未満	135	135		
	9月以上12月未満	136	136		
	12月以上	137	137		
37	3月未満	137	137		
	3月以上6月未満	138	138		
	6月以上9月未満	139	139		
	9月以上12月未満	140	140		
	12月以上	141	141		
38	3月未満	141	141		
	3月以上6月未満	142	142		
	6月以上9月未満	143	143		
	9月以上12月未満	144	144		
	12月以上	145	145		
39	3月未満	145	145		
	3月以上6月未満	146	146		
	6月以上9月未満	147	147		
	9月以上12月未満	148	148		
	12月以上	149	149		
40	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
41	3月未満	153			
	3月以上6月未満	154			
	6月以上9月未満	155			
	9月以上12月未満	156			
	12月以上	157			
42	3月未満	157			
	3月以上6月未満	158			
	6月以上9月未満	159			
	9月以上12月未満	160			
	12月以上	161			
43	3月未満	161			
	3月以上6月未満	162			
	6月以上9月未満	163			
	9月以上12月未満	164			
	12月以上	165			
44	3月未満	165			
	3月以上6月未満	166			
	6月以上9月未満	167			
	9月以上12月未満	168			
	12月以上	169			
45	3月未満	169			
	3月以上6月未満	170			
	6月以上9月未満	171			
	9月以上12月未満	172			
	12月以上	173			
46	3月未満	173			
	3月以上6月未満	174			
	6月以上9月未満	175			
	9月以上12月未満	176			
	12月以上	177			
47	3月未満	177			
	3月以上6月未満	177			
	6月以上9月未満	177			
	9月以上12月未満	177			
	12月以上	177			

ロ 教育職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
4	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
5	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
6	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
7	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
8	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
9	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
10	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
11	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21

12	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
13	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
14	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
15	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
16	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	38
	6月以上9月未満	55	55	51	39
	9月以上12月未満	56	56	52	40
	12月以上	57	57	53	41
17	3月未満	57	57	53	41
	3月以上6月未満	58	58	54	42
	6月以上9月未満	59	59	55	43
	9月以上12月未満	60	60	56	44
	12月以上	61	61	57	45
18	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
19	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
20	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
21	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
22	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
23	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	

24	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
25	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
26	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
27	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	96	
	12月以上	101	101	97	
28	3月未満	101	101	97	
	3月以上6月未満	102	102	98	
	6月以上9月未満	103	103	99	
	9月以上12月未満	104	104	100	
	12月以上	105	105	101	
29	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
30	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
31	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
32	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
33	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
34	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
35	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		

36	3月未満	133	133		
	3月以上6月未満	134	134		
	6月以上9月未満	135	135		
	9月以上12月未満	136	136		
	12月以上	137	137		
37	3月未満	137	137		
	3月以上6月未満	137	138		
	6月以上9月未満	137	139		
	9月以上12月未満	137	140		
	12月以上	137	141		
38	3月未満		141		
	3月以上6月未満		142		
	6月以上9月未満		143		
	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
39	3月未満		145		
	3月以上6月未満		146		
	6月以上9月未満		147		
	9月以上12月未満		148		
	12月以上		149		
40	3月未満		149		
	3月以上6月未満		150		
	6月以上9月未満		151		
	9月以上12月未満		152		
	12月以上		153		
41	3月未満		153		
	3月以上6月未満		154		
	6月以上9月未満		155		
	9月以上12月未満		156		
	12月以上		157		
42	3月未満		157		
	3月以上6月未満		158		
	6月以上9月未満		159		
	9月以上12月未満		160		
	12月以上		161		

ハ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	経過期間									
1	3月未満				1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	4	1	1	1	1
	12月以上				1	5	1	1	1	1
2	3月未満	1	23	1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	23	2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	23	3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	24	4	1	8	1	1	1	1
	12月以上	1	25	5	1	9	1	1	1	1
3	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
4	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
5	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
6	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
7	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
8	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
9	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
10	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
11	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21

12	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
13	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
14	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
15	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
16	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
17	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
18	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
19	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
20	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	53
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	54
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59	55
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	56
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57
21	3月未満			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
22	3月未満			81	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	
23	3月未満			85	65	89	77	73	69	
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	70	
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	71	
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	72	
	12月以上			89	67	93	81	77	73	

24	3月未満			89	67	93	81	77		
	3月以上6月未満			90	67	94	82	78		
	6月以上9月未満			91	68	95	83	79		
	9月以上12月未満			92	68	96	84	80		
	12月以上			93	69	97	85	81		
25	3月未満			93	69	97	85	81		
	3月以上6月未満			94	70	98	86	82		
	6月以上9月未満			95	71	99	87	83		
	9月以上12月未満			96	72	100	88	84		
	12月以上			97	73	101	89	85		
26	3月未満			97	73	101	89	85		
	3月以上6月未満			98	73	102	90	86		
	6月以上9月未満			99	74	103	91	87		
	9月以上12月未満			100	74	104	92	88		
	12月以上			101	75	105	93	89		
27	3月未満			101	75	105	93	89		
	3月以上6月未満			102	75	106	94	90		
	6月以上9月未満			103	76	107	95	91		
	9月以上12月未満			104	76	108	96	92		
	12月以上			105	77	109	97	93		
28	3月未満			105	77	109	97			
	3月以上6月未満			106	78	110	98			
	6月以上9月未満			107	79	111	99			
	9月以上12月未満			108	80	112	100			
	12月以上			109	81	113	101			
29	3月未満			109	81		101			
	3月以上6月未満			110	82		102			
	6月以上9月未満			111	83		103			
	9月以上12月未満			112	84		104			
	12月以上			113	85		105			
30	3月未満			113			105			
	3月以上6月未満			114			105			
	6月以上9月未満			115			105			
	9月以上12月未満			116			105			
	12月以上			117			105			
31	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
32	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
33	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

ニ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
4	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
5	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
6	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
7	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
8	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
9	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
10	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
11	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25

12	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
13	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
14	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
15	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
16	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
17	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
18	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
19	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
20	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
21	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
22	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
23	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	70
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	71
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	72
	12月以上	85	85	85	81	77	73

24	3月未満	85	85	85	81		
	3月以上6月未満	85	86	86	82		
	6月以上9月未満	85	87	87	83		
	9月以上12月未満	85	88	88	84		
	12月以上	85	89	89	85		
25	3月未満		89	89	85		
	3月以上6月未満		90	90	86		
	6月以上9月未満		91	91	87		
	9月以上12月未満		92	92	88		
	12月以上		93	93	89		
26	3月未満		93	93	89		
	3月以上6月未満		94	94	90		
	6月以上9月未満		95	95	91		
	9月以上12月未満		96	96	92		
	12月以上		97	97	93		
27	3月未満		97	97	93		
	3月以上6月未満		98	98	94		
	6月以上9月未満		99	99	95		
	9月以上12月未満		100	100	96		
	12月以上		101	101	97		
28	3月未満		101	101	97		
	3月以上6月未満		102	102	98		
	6月以上9月未満		103	103	99		
	9月以上12月未満		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未満		105	105			
	3月以上6月未満		105	106			
	6月以上9月未満		105	107			
	9月以上12月未満		105	108			
	12月以上		105	109			
30	3月未満			109			
	3月以上6月未満			110			
	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
31	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十八号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部
を改正する条例

(福岡県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「大学、」を削る。

第二条第一項の表大学の職員の項を削り、同表中学校、高等学校及び中等教育学校の
職員の項中「六、一四二人」を「六、〇二〇人」に、「五〇七人」を「四九四人」
に、「三七八人」を「三七五人」に、「七、〇二七人」を「六、八八九人」に改め、
同表盲学校、聾学校及び養護学校の職員の項中「一、三五三人」を「一、三八〇人」
に、「五八人」を「五九人」に、「一、五二八人」を「一、五五六人」に改める。

第三条中「当該機関の各任命権者」を「県教育委員会」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部
を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「学校栄養職員」を「栄養教諭及
び学校栄養職員」に、「二二、七四四人」を「二二、六七三人」に、「一、一五七人」
を「一、一五一人」に、「三三、五一人」を「三四六人」に、「一、二二九人」を「一
、二四五人」に、「二五、四八一人」を「二五、四一五人」に改め、同表養護学校の
職員の項中「学校栄養職員」を「栄養教諭及び学校栄養職員」に、「一、一八一人」
を「一、二〇九人」に、「三三人」を「三四人」に、「一、三〇三人」を「一、三三
二人」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十九号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例
福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部
を次のように改正する。

第三条刑事部の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の
号を加える。

六 薬物対策及び銃器対策に関すること。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 警察官

一〇、五五七人

警視

二六四人

警部

六、三三人

警部補及び巡査部長

六、三四五人

巡査

警察教養施設において新任者として

教育訓練中の者を含む。

三、三三五人

付則第四項中「五人」を「四人」に、「二十一一人」を「二十二一人」に改める。

別表中

福岡県西警察署	福岡市早良区	福岡市のうち、西区、城南区及び早良区
福岡県早良警察署	福岡市早良区	福岡市のうち、城南区及び早良区
福岡県西警察署	福岡市西区	福岡市西区

改める。

に

を

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同月三日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、調整手当」を「、地域手当」に、「へき地手当」を「特勤勤務手当（第二十三条の二の二の規定による手当を含む。第五条第一項において同じ。）」に改める。

第五条第一項中「、調整手当」を「、地域手当」に、「へき地手当」を「特勤勤務手当」に改める。

第七条第一項第三号を削り、同条第二項から第七項までを次のように改める。

2 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 五十五歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができな

い。
6 休職のため勤務しなかつた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調

整することができる。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 第七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第二項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第七条の二中「前条第八項」を「前条第九項」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

（地域手当）

第十二条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域に

おける物価等を考慮して次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都千代田区 百分の十三

二 大阪市 百分の十一

三 名古屋市 百分の十一

四 福岡市 百分の三・五

五 福岡市を除く福岡県内の地域 百分の二・五

第十七条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十一条第二項第一号、同条第三項及び第二十二条第二項から第五項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

（特勤勤務手当等）

第二十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（以下「特勤公署」という。）に勤務する職員には、特勤勤務手当を支給する。

2 特勤勤務手当の月額、職員の給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該職員が勤務する特勤公署の級別に応じ、次に定める割合を乗じて得た額とする。

一級地 百分の四

- 二級地 百分の八
- 三級地 百分の十二
- 四級地 百分の十六
- 五級地 百分の二十
- 六級地 百分の二十五

3 前二項の規定にかかわらず、第十二条の二の規定により職員に支給する地域手当の額の限度において、特勤勤務手当は、支給しない。

4 特勤公署及びその級別は、人事委員会規則で指定する。
第二十三条の二の次に次の一条を加える。

第二十三条の二の二 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する公署又はその移転した公署が特勤公署又は人事委員会規則で定める特勤公署に準ずる公署（以下「準特勤公署」という。）に該当するときは、当該職員には、特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の特勤勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は職員の勤務する公署の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、六年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

一 職員が特勤公署若しくは準特勤公署（以下これらを「特勤公署等」という。）以外の公署に異動した場合又は職員の勤務する公署が移転等のため、特勤公署等に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 職員が他の特勤公署等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該公署が引き続き特勤公署等に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

3 第一項の特勤勤務手当に準ずる手当の月額、職員の給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 異動等の日から起算して四年に達するまでの間 次に掲げる公署の区分に応じ、それぞれに定める割合

- イ 三級地から六級地までの特勤公署 百分の六
- ロ 一級地又は二級地の特勤公署 百分の五
- ハ 準特勤公署 百分の四

二 異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間 百分の四

三 異動等の日から起算して五年に達した後 百分の二

4 前三項に定めるもののほか、特勤勤務手当に準ずる手当は、新たに特勤公署等に該当することとなつた公署に勤務する職員のうち、その特勤公署等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該特勤公署等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないものに支給する。

5 前項の特勤勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する公署が、同項に規定する異動の前日に特勤公署等に該当していたものとした場合に、第一項から前項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

第二十三条の三中「及び第二十三条の二」を「、第二十三条の二及び第二十三条の二の二」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000

	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
再任用 職員以 外の職 員	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700		
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300		
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000		
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600		
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200		
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800		
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500		
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100		
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700		
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300		
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000		
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800			
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400			
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000			
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600			
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200			
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800			
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400			
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000			
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700	437,600			
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300	438,200			
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900	438,800			
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500	439,400			
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100				
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700				
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300				

93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900
94	303,500	327,700	356,000	391,100	427,500
95	304,800	329,100	357,500	391,700	428,100
96	306,100	330,500	359,000	392,300	428,700
97	307,200	332,000	360,400	392,800	429,300
98	308,400	333,400	361,600	393,400	
99	309,600	334,800	362,800	394,000	
100	310,800	336,200	364,000	394,600	
101	312,000	337,700	365,300	395,100	
102	313,100	339,000	366,500	395,700	
103	314,200	340,300	367,700	396,300	
104	315,300	341,600	368,900	396,900	
105	316,300	342,800	370,200	397,400	
106	317,000	343,900	370,800	397,900	
107	317,700	345,000	371,400	398,400	
108	318,400	346,100	372,000	398,900	
109	319,100	347,300	372,700	399,300	
110	319,800	348,300	373,300	399,800	
111	320,500	349,300	373,900	400,300	
112	321,200	350,300	374,500	400,800	
113	322,000	351,400	375,000	401,200	
114	322,800	352,400	375,600	401,700	
115	323,600	353,400	376,200	402,200	
116	324,400	354,400	376,800	402,700	
117	325,000	355,500	377,300	403,100	
118	325,800	356,100	377,900	403,600	
119	326,600	356,700	378,500	404,100	
120	327,400	357,300	379,100	404,600	
121	328,100	357,800	379,500	405,000	
122	328,600	358,300	380,100	405,500	
123	329,100	358,800	380,700	406,000	
124	329,600	359,300	381,300	406,500	
125	329,900	359,800	381,800	406,900	
126		360,300	382,300	407,400	
127		360,800	382,800	407,900	
128		361,300	383,300	408,400	
129		361,800	383,600	408,800	
130		362,300	384,100	409,300	
131		362,800	384,600	409,800	
132		363,300	385,100	410,300	
133		363,800	385,400	410,700	
134		364,300	385,900	411,200	
135		364,800	386,400	411,700	
136		365,300	386,900	412,200	
137		365,600	387,200	412,600	
138		366,100	387,700		
139		366,600	388,200		
140		367,100	388,700		

	141		367,400	389,000						
	142		367,900							
	143		368,400							
	144		368,900							
	145		369,200							
再任用 職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2 (第6条関係) 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800

	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100	
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900	
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700	
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300	
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100	
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900	
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700	
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300	
再任用	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200		
職員以	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900		
外の職	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600		
員	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100		
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800		
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500		
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200		
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700		
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400		
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100		
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300		
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000		
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700		
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400		
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900		
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800			
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500			
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200			
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700			
	86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400			
	87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100			
	88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800			
	89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300			
	90	242,800	297,900	347,200	389,300	407,000			
	91	243,300	298,300	347,700	389,900	407,700			
	92	243,800	298,700	348,200	390,500	408,400			

	93	244,100	298,900	348,500	391,200	408,900			
	94		299,300	349,000	391,800				
	95		299,700	349,500	392,400				
	96		300,100	350,000	393,000				
	97		300,300	350,300	393,700				
	98		300,700	350,800	394,300				
	99		301,100	351,300	394,900				
	100		301,500	351,800	395,500				
	101		301,700	352,100	396,200				
	102		302,100	352,500	396,800				
	103		302,500	352,900	397,400				
	104		302,900	353,300	398,000				
	105		303,100	353,800	398,700				
	106		303,500	354,200					
	107		303,900	354,600					
	108		304,300	355,000					
	109		304,500	355,500					
	110		304,900	355,900					
	111		305,300	356,300					
	112		305,700	356,700					
	113		305,900	357,200					
	114		306,300						
	115		306,700						
	116		307,100						
	117		307,300						
	118		307,600						
	119		307,900						
	120		308,200						
	121		308,600						
	122		308,900						
	123		309,200						
	124		309,500						
	125		309,900						
再任用 職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900

	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600
再任用 職員以 外の職 員	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700			
87		293,400	331,000	353,100			
88		293,700	331,400	353,500			
89		294,100	331,900	354,000			
90		294,400	332,300	354,400			

91		294,700	332,700	354,800		
92		295,000	333,100	355,200		
93		295,400	333,600	355,700		
94		295,700	334,000	356,100		
95		296,000	334,400	356,500		
96		296,300	334,800	356,900		
97		296,700	335,000	357,400		
98		297,000	335,400	357,800		
99		297,300	335,800	358,200		
100		297,600	336,200	358,600		
101		298,000	336,400	359,100		
102		298,300	336,800	359,500		
103		298,600	337,200	359,900		
104		298,900	337,600	360,300		
105		299,200	337,800	360,800		
106			338,200			
107			338,600			
108			339,000			
109			339,200			
110			339,600			
111			340,000			
112			340,400			
113			340,600			
再任用 職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200

備考 この表は、警察本部等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100

	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	453,600
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	454,400
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	455,200
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	456,000
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
再任用 職員以 外の職 員	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	

93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000
95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600
96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200
97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700
98	288,100	322,100	357,100	376,200	406,300
99	289,000	322,800	357,600	376,700	406,900
100	289,900	323,500	358,100	377,200	407,500
101	290,700	324,000	358,700	377,800	408,000
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600			
127	302,600	335,000			
128	303,000	335,400			
129	303,200	335,700			
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			
132	304,400	336,900			
133	304,600	337,200			
134	305,000	337,600			
135	305,400	338,000			
136	305,800	338,400			
137	306,000	338,700			
138	306,400	339,100			
139	306,800	339,500			
140	307,200	339,900			

141	307,400	340,200				
142	307,800	340,600				
143	308,200	341,000				
144	308,600	341,400				
145	308,800	341,700				
146	309,200	342,100				
147	309,600	342,500				
148	310,000	342,900				
149	310,200	343,200				
150	310,500	343,600				
151	310,800	344,000				
152	311,100	344,400				
153	311,500	344,700				
154	311,800					
155	312,100					
156	312,400					
157	312,800					
158	313,100					
159	313,400					
160	313,700					
161	314,100					
162	314,400					
163	314,700					
164	315,000					
165	315,400					
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					
169	316,700					
再任用 職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、警察本部等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第6条関係) 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600

	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
再任用 職員以 外の職 員	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		
	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600			
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			

	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用 職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五イ公安職給料表級別標準職務表及びロ行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

別表第5 (第6条関係) 級別標準職務表

イ 公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	巡査の行う職務
2 級	1 巡査部長又は巡査長の行う職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3 級	1 警部補の行う職務 2 相当困難な業務を処理する巡査部長又は巡査長の職務
4 級	1 警察署の課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 警部の行う職務 3 相当困難な業務を処理する警部補の職務 4 困難な業務を処理する巡査部長の職務
5 級	1 警察署の相当困難な業務を処理する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する警部の職務
6 級	1 警察署の次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 警察署の困難な業務を処理する警部である課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
7 級	1 警察署の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務 2 警察署の困難な業務を処理する次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
8 級	相当の規模を有する警察署の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務
9 級	規模の大きい警察署の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職の職務

ロ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	1 主任主事又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 事務主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する主任主事又は主任技師の職務
4 級	1 警察本部（以下「本部」という。）の係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する事務主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
5 級	1 本部の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 本部の困難な業務を処理する係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
6 級	1 本部の課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務 2 本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
7 級	本部の困難な業務を処理する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務
8 級	本庁の次長の職務と同程度のもので人事委員会規則で定める職の職務

備考 この表において「本庁」とは、福岡県職員の給与に関する条例別表第4級別標準職務表に定めるものをいう。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成十八年四月一日(以下この条から附則第七条までにおいて「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員(以下「旧級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日においてこの条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、附則第五条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 旧級が改正前の給与条例別表第二行政職給料表の三級であり、かつ、旧号給が一号給である職員の新級及び新号給は、旧級を二級とし、かつ、旧号給を四号給として前二条の規定を適用するものとする。

(最高号給を超える給料月額切替え)

第五条 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関するこの条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第九条の二第二項、第十条及び第二十条第五項(改正後の給与条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正後の給与条例第九条の二第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号。以下「平成十八年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、改正後の給与条例第十条及び第二十条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)第五条第五項

二 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十

七号) 第四条第四項

(特地勤務手当に関する経過措置)

第九条 改正前の給与条例第二十三条の二第四項により人事委員会規則でべき地所在の警察施設と指定されていた公署のうち、改正後の給与条例第二十三条の二及び第二十三条の二の二の規定による特地公署等に該当しないものに勤務する職員にあっては、改正後の給与条例第二十三条の二の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、当該公署に勤務する職員の給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を月額とする特地勤務手当を支給する。

- 一 施行日から平成十九年三月三十一日まで 百分の八
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の六
- 三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の四
- 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与条例第十二条の二の規定により職員に支給する地域手当の額の限度において、特地勤務手当は、支給しない。

第十条 改正後の給与条例第二十三条の二で規定する準特地公署に勤務する職員にあっては、改正後の給与条例第二十三条の二の規定にかかわらず、施行日から平成二十年三月三十一日までの間に限り、当該公署に勤務する職員の給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を月額とする特地勤務手当を支給する。

- 一 施行日から平成十九年三月三十一日まで 百分の四
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の二

2 前項の規定にかかわらず、改正後の給与条例第十二条の二の規定により職員に支給する地域手当の額の限度において、特地勤務手当は、支給しない。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第十一条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条

例第三十号)の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中「改正

後の福岡県警察職員の給与に関する条例第七第五項」とあるのは「福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例第七第四項」と、「人事委員会規則の」とあるのは「同条第三項及び人事委員会規則の」と読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に必要なる事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十三条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項ただし書中「含む。」の下に「及び特地勤務手当(福岡県警察職員の給与に関する条例第二十三条の二の二に規定するこれに準ずる手当を含む。)」を加える。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2条関係）

給料表	旧 級	新 級
公安職給料表	4 級	4 級
	5 級	
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
	10 級	9 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3条関係）

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満				1	9	1	1	1
	3月以上6月未満				1	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	12	1	1	1	1	1
	12月以上				1	13	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	16	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
4	3月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
5	3月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
6	3月未満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
7	3月未満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
8	3月未満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
9	3月未満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
10	3月未満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
11	3月未満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17

12	3月未満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
13	3月未満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
14	3月未満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
15	3月未満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
16	3月未満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
17	3月未満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	40
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	41
18	3月未満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	44
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	45
19	3月未満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	6月以上9月未満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9月以上12月未満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
20	3月未満	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
	3月以上6月未満	70	70	70	70	86	66	62	58	54	
	6月以上9月未満	71	71	71	71	87	67	63	59	55	
	9月以上12月未満	72	72	72	72	88	68	64	60	56	
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61	57	
21	3月未満	73	73	73	73	89	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	74	90	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	75	91	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
22	3月未満	77	77	77	77	93	73	69	65		
	3月以上6月未満	78	78	78	77	94	74	70	66		
	6月以上9月未満	79	79	79	78	95	75	71	67		
	9月以上12月未満	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
23	3月未満	81	81	81	79	97	77	73	69		
	3月以上6月未満	82	82	82	79	98	78	74	70		
	6月以上9月未満	83	83	83	80	99	79	75	71		
	9月以上12月未満	84	84	84	80	100	80	76	72		
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77	73		

24	3月未満	85	85	85	81	101	81	77			
	3月以上6月未満	86	86	86	82	102	82	78			
	6月以上9月未満	87	87	87	83	103	83	79			
	9月以上12月未満	88	88	88	84	104	84	80			
	12月以上	89	89	89	85	105	85	81			
25	3月未満	89	89	89	85	105	85				
	3月以上6月未満	90	90	90	86	106	86				
	6月以上9月未満	91	91	91	87	107	87				
	9月以上12月未満	92	92	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	93	89	109	89				
26	3月未満	93	93	93	89	109	89				
	3月以上6月未満	94	94	94	90	110	90				
	6月以上9月未満	95	95	95	91	111	91				
	9月以上12月未満	96	96	96	92	112	92				
	12月以上	97	97	97	93	113	93				
27	3月未満	97	97	97	93	113					
	3月以上6月未満	98	98	98	94	114					
	6月以上9月未満	99	99	99	95	115					
	9月以上12月未満	100	100	100	96	116					
	12月以上	101	101	101	97	117					
28	3月未満	101	101	101	97	117					
	3月以上6月未満	102	101	102	98	118					
	6月以上9月未満	103	102	103	99	119					
	9月以上12月未満	104	102	104	100	120					
	12月以上	105	103	105	101	121					
29	3月未満	105	103	105	101	121					
	3月以上6月未満	106	103	106	102	122					
	6月以上9月未満	107	104	107	103	123					
	9月以上12月未満	108	104	108	104	124					
	12月以上	109	105	109	105	125					
30	3月未満	109	105	109	105	125					
	3月以上6月未満	110	106	110	105	126					
	6月以上9月未満	111	107	111	106	127					
	9月以上12月未満	112	108	112	106	128					
	12月以上	113	109	113	107	129					
31	3月未満	113	109	113	107	129					
	3月以上6月未満	114	110	114	107	130					
	6月以上9月未満	115	111	115	108	131					
	9月以上12月未満	116	112	116	108	132					
	12月以上	117	113	117	109	133					
32	3月未満	117	113	117	109	133					
	3月以上6月未満	118	113	118	110	134					
	6月以上9月未満	119	114	119	111	135					
	9月以上12月未満	120	114	120	112	136					
	12月以上	121	115	121	113	137					
33	3月未満	121	115	121	113						
	3月以上6月未満	122	115	122	114						
	6月以上9月未満	123	116	123	115						
	9月以上12月未満	124	116	124	116						
	12月以上	125	117	125	117						
34	3月未満	125	117	125							
	3月以上6月未満	125	117	126							
	6月以上9月未満	125	118	127							
	9月以上12月未満	125	118	128							
	12月以上	125	119	129							
35	3月未満		119	129							
	3月以上6月未満		119	130							
	6月以上9月未満		120	131							
	9月以上12月未満		120	132							
	12月以上		121	133							

ロ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間										
1	3月未満				1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	4	1	1	1	1	1
	12月以上				1	5	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	23	1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	23	2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	23	3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	24	4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
4	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
5	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
6	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
7	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
8	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
9	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
10	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
11	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

12	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
13	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
14	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
15	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
16	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
17	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41
18	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
19	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
20	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	54	
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59	55	
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	56	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	
21	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
22	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
23	3月未満			85	65	89	77	73	69		
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	70		
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	71		
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	72		
	12月以上			89	67	93	81	77	73		

24	3月未満			89	67	93	81	77			
	3月以上6月未満			90	67	94	82	78			
	6月以上9月未満			91	68	95	83	79			
	9月以上12月未満			92	68	96	84	80			
	12月以上			93	69	97	85	81			
25	3月未満			93	69	97	85	81			
	3月以上6月未満			94	70	98	86	82			
	6月以上9月未満			95	71	99	87	83			
	9月以上12月未満			96	72	100	88	84			
	12月以上			97	73	101	89	85			
26	3月未満			97	73	101	89	85			
	3月以上6月未満			98	73	102	90	86			
	6月以上9月未満			99	74	103	91	87			
	9月以上12月未満			100	74	104	92	88			
	12月以上			101	75	105	93	89			
27	3月未満			101	75	105	93	89			
	3月以上6月未満			102	75	106	94	90			
	6月以上9月未満			103	76	107	95	91			
	9月以上12月未満			104	76	108	96	92			
	12月以上			105	77	109	97	93			
28	3月未満			105	77	109	97				
	3月以上6月未満			106	78	110	98				
	6月以上9月未満			107	79	111	99				
	9月以上12月未満			108	80	112	100				
	12月以上			109	81	113	101				
29	3月未満			109	81		101				
	3月以上6月未満			110	82		102				
	6月以上9月未満			111	83		103				
	9月以上12月未満			112	84		104				
	12月以上			113	85		105				
30	3月未満			113			105				
	3月以上6月未満			114			105				
	6月以上9月未満			115			105				
	9月以上12月未満			116			105				
	12月以上			117			105				
31	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
32	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
33	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
4	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
5	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
6	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
7	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
8	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
9	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
10	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
11	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25

12	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
13	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
14	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
15	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
16	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
17	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
18	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
19	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
20	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
21	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
22	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
23	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	70
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	71
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	72
	12月以上	85	85	85	81	77	73

24	3月未満	85	85	85	81		
	3月以上6月未満	85	86	86	82		
	6月以上9月未満	85	87	87	83		
	9月以上12月未満	85	88	88	84		
	12月以上	85	89	89	85		
25	3月未満		89	89	85		
	3月以上6月未満		90	90	86		
	6月以上9月未満		91	91	87		
	9月以上12月未満		92	92	88		
	12月以上		93	93	89		
26	3月未満		93	93	89		
	3月以上6月未満		94	94	90		
	6月以上9月未満		95	95	91		
	9月以上12月未満		96	96	92		
	12月以上		97	97	93		
27	3月未満		97	97	93		
	3月以上6月未満		98	98	94		
	6月以上9月未満		99	99	95		
	9月以上12月未満		100	100	96		
	12月以上		101	101	97		
28	3月未満		101	101	97		
	3月以上6月未満		102	102	98		
	6月以上9月未満		103	103	99		
	9月以上12月未満		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未満		105	105			
	3月以上6月未満		105	106			
	6月以上9月未満		105	107			
	9月以上12月未満		105	108			
	12月以上		105	109			
30	3月未満			109			
	3月以上6月未満			110			
	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
31	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
4	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
5	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
6	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
7	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
8	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
9	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
10	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
11	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25

12	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
13	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
14	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
15	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
16	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
17	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
18	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
19	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
20	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
21	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
22	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
23	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	70
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	71
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	72
	12月以上	85	85	85	81	77	73

24	3月未満	85	85	85	81	77	73
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	74
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	75
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	76
	12月以上	89	89	89	85	81	77
25	3月未満	89	89	89	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
26	3月未満	93	93	93	89	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	88	
	12月以上	97	97	97	93	89	
27	3月未満	97	97	97	93	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	92	
	12月以上	101	101	101	97	93	
28	3月未満	101	101	101	97	93	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	94	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	95	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	96	
	12月以上	105	105	105	101	97	
29	3月未満	105	105	105	101	97	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	98	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	99	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	100	
	12月以上	109	109	109	105	101	
30	3月未満	109	109	109		101	
	3月以上6月未満	110	110	110		101	
	6月以上9月未満	111	111	111		101	
	9月以上12月未満	112	112	112		101	
	12月以上	113	113	113		101	
31	3月未満	113	113	113			
	3月以上6月未満	114	114	114			
	6月以上9月未満	115	115	115			
	9月以上12月未満	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
32	3月未満	117	117	117			
	3月以上6月未満	118	118	118			
	6月以上9月未満	119	119	119			
	9月以上12月未満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
33	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				
	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
34	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
35	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				
	6月以上9月未満	131	131				
	9月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				

36	3月未満	133	133				
	3月以上6月未満	134	134				
	6月以上9月未満	135	135				
	9月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
37	3月未満	137	137				
	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
38	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
39	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
40	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
41	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
42	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
4	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
5	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
6	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
7	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
8	3月未満	21	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
9	3月未満	25	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
10	3月未満	29	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
11	3月未満	33	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17

12	3月未満	37	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
13	3月未満	41	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
14	3月未満	45	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
15	3月未満	49	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
16	3月未満	53	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
17	3月未満	57	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
18	3月未満	61	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
19	3月未満	65	65	61	53	45
	3月以上6月未満	66	66	62	54	46
	6月以上9月未満	67	67	63	55	47
	9月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
20	3月未満	69	69	65	57	49
	3月以上6月未満	70	70	66	58	50
	6月以上9月未満	71	71	67	59	51
	9月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
21	3月未満	73	73	69	61	53
	3月以上6月未満	74	74	70	62	54
	6月以上9月未満	75	75	71	63	55
	9月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
22	3月未満	77	77	73	65	57
	3月以上6月未満	78	78	74	66	58
	6月以上9月未満	79	79	75	67	59
	9月以上12月未満	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
23	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65

24	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	73	66
	6月以上9月未満	87	87	83	73	67
	9月以上12月未満	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
25	3月未満	89	89	85		
	3月以上6月未満	90	90	86		
	6月以上9月未満	91	91	87		
	9月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
26	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	89		
	6月以上9月未満	95	95	89		
	9月以上12月未満	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
27	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
28	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
29	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
30	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
31	3月未満	113				
	3月以上6月未満	114				
	6月以上9月未満	115				
	9月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
32	3月未満	117				
	3月以上6月未満	118				
	6月以上9月未満	119				
	9月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
33	3月未満	121				
	3月以上6月未満	121				
	6月以上9月未満	121				
	9月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十一号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号及び第八号を次のように改める。

七及び八 削除

第三条第十八号を次のように改める。

十八 削除

第四条の表前条第七号に掲げる作業に従事する場合の項及び前条第八号に掲げる作業に従事する場合の項を削り、同表前条第九号及び第十八号に掲げる作業に従事する場合の項中「及び第十八号」を削る。

第五条第一項中、「第八号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 警察職員が、同一勤務日において、第三条第二号及び第九号（同条第二号にあつては、留置場看守の作業を除く。）に掲げる作業に従事したときは、三百四十円を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に改める。

第十一条の三の次に次の三条を加える。

（受付所営業の禁止区域の基準となる施設）

第十一条の三の二 法第三十一条の三第二項の規定により適用するものとされる法第二

十八条第一項の条例で定める施設は、第九条各号に掲げる施設とする。

（受付所営業の禁止地域）

第十一条の三の三 受付所営業は、福岡県の全地域において、これを営んではならない。

（受付所営業の営業時間の制限）

第十一条の三の四 受付所営業を営む者は、福岡県の全地域につき、午前零時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

附 則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十三号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「風俗営業」の下に「等」を加え、同条第一項に次の三号を加える。

十二 風営適正化法第二十七条第四項（風営適正化法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（風営適正化法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による風営適正化法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者 性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料

十三 風営適正化法第二十七条第四項（風営適正化法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（風営適正化法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による風営適正化法第二十七条第二項（風営適正化法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第二項（風営適正化法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料

十四 風営適正化法第二十七条第四項（風営適正化法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（風営適正化法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を受けようとする者 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料

第二条第二項の表一の項の次に次のように加える。

一二 性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料	(一) 風営適正化法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者の場合 (二) 風営適正化法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの場合	一一、九〇〇円 三、四〇〇円と八、五〇〇円に受付所の数を乗じて得た額との合計額
----------------------------	--	--

一三 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	(一) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 (二) 以外の場合	三、四〇〇円 一、五〇〇円 一、二〇〇円
--------------------------	---	----------------------------

一四 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料	(一) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 (二) 以外の場合	三、四〇〇円 一、五〇〇円 一、二〇〇円
-------------------------	---	----------------------------

第十二条の二第一項第一号中「道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第三条の規定による改正後の道路交通法（以下この条において「改正道路交通法」という。）を「道路交通法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 道路交通法第五十一条の八第六項の規定による登録の更新を受けようとする者 確認事務法人登録更新申請手数料

第十二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「改正道路交通法」を「道路交通法」に改め、同条第二項の表一の項の次に次のように加える。

一の二 確認事務法人登録更新申請手数料	一三、〇〇〇円
---------------------	---------

第十六条第二項の表九の三の項中「国家公安委員会規則」を「警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）」に改める。

附則

この条例中第十六条第二項の改正規定は公布の日から、第二条の改正規定は平成十八年五月一日から、第十二条の二の改正規定は同年六月一日から施行する。

福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十四号

福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例

(福岡県保健環境研究所手数料条例の一部改正)

第一条 福岡県保健環境研究所手数料条例(昭和二十四年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第八号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

(福岡県保健所使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 福岡県保健所使用料及び手数料条例(昭和二十五年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第七号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

(福岡県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 福岡県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十八年福岡県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成六年八月厚生省告示第二三三十七号)、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年三月厚生省告示第七十二号)及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成六年八月厚生省告示第二五十三号)並びに」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)及び」に改める。

(福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」に、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成六年八月厚生省告示第二三三十七号)」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)」に改める。

(福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第五条 福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例(昭和四十一年福岡県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

(精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)